

柔道審判 ライセンスガイド

2026



目次

	はじめに	2
I	柔道審判規程の変遷	3
II	審判員に必要な見識	6
III	審判員に求められる心得・知識・スキル	9
IV	国際柔道連盟試合審判規程 2026 年 4 月 1 日より完全施行	16
V	少年大会試合審判規程	67
VI	公益財団法人全日本柔道連盟 公認審判員規程	69
	審判トラブルの再発防止策（簡易版）	76
	参考資料（文献）	78

はじめに

2024年パリオリンピックでは、世界中の柔道家はその技と精神を競い合い、柔道の魅力を改めて示す大会となりました。

大会終了後、国際柔道連盟（IJF）では競技の発展と公平性の向上を目的に試合審判規程の検証と見直しが進められ、2025年1月1日から施行された新たな審判規程は、技による決着を促すことを主眼とし、柔道本来の醍醐味をより明確化することを目指しています。「有効」の復活や技評価の細分化、ペナルティの緩和と簡素化は、選手が積極的に技を仕掛け、観客にとって分かりやすく魅力ある試合を実現するための重要な改定となっています。

この規程改定は、2024年10月に開催されたIJFの審判理事会において各地域の意見を集約し、日本（講道館・全日本柔道連盟）からの提案も踏まえて慎重に検討されたものであり、同年12月のIJFテクニカルセミナーで正式に発表されました。

国際大会での運用は2025年2月のグランドスラム・パリから開始され、その後も実運用を踏まえた検証と微調整が行われ、2025年6月の世界選手権後にはパリ五輪後の1年間にわたる検証結果を基に、立技における「有効」の定義、組み手を切る行為や「待て」から「はじめ」までの遅延行為に対する指導、後三角による反則負け、消極的試合姿勢、止血措置などが明確化されました。

2026年はロサンゼルスオリンピックに向けた予選が始まる重要な年であり、グランドスラム・ウランバートル以降、審判規程は2028年大会まで固定される見通しです。これにより、選手・指導者・審判員にとって長期的に安定した競技環境が提供されることとなります。

全日本柔道連盟審判委員会では、IJFの動向を踏まえつつ、国内における審判規程の適用と周知を迅速に進めて参りました。

とりわけ今回の改定では、着地がうつ伏せに近い場合の技の評価や場外判定における判断基準の運用など、競技の公平性の確保の観点から丁寧な整理と共通理解の醸成が求められます。

本ライセンスガイドは、2026年4月の全日本選抜体重別選手権大会から導入される新規程に対応し、審判員が統一的な判断基準を持って試合に臨めるよう作成したものです。

今後も国際基準との整合性を保ちながら、柔道の発展と安全性向上に寄与するため、継続的な見直しと迅速な情報提供に努めて参ります。

全日本柔道連盟 審判委員会委員長
天野 安喜子

I

柔道審判規程の変遷

国際柔道連盟試合審判規程（以下 IJF 試合審判規程）
は、講道館柔道試合審判規定を基準に制定された

【講道館柔道試合審判規定】

講道館において、「試合審判規定（講道館柔道乱捕試合審判規定制定）」が初めて制定されたのは、1900 年【明治 33 年】である。その後、「引き込みの禁止・1924 年【大正 13 年】」「技ありが 2 つで、一本・1925 年【大正 14 年】」など、時代のニーズに伴い規定の改定が行われ、柔道衣や試合場の規定が定められた現在の審判規定の名称となった「講道館柔道試合審判規定」が施行されたのは、1951 年【昭和 26 年】と、意外に歴史が浅い。その背景には、競技化へ向かう波の到来があったことは言うまでもない。

【第一回世界柔道選手権大会時は講道館柔道審判規定を採用】

第一回世界柔道選手権大会は、1956 年【昭和 31 年】、東京国技館を会場に 21 ヶ国エントリーし、無差別による試合が行われた。実は、この時点では「講道館柔道試合審判規定」を採用している。更に、1964 年【昭和 39 年】に開催された東京オリンピックにおいても、「講道館柔道試合審判規定」が採用された。

◆第一回世界柔道選手権無差別級第三位、東京オリンピックの覇者、オランダのアントン・ヘーシンクは、「講道館柔道試合審判規定」の中で、正に日本柔道の神髄を体現した外国人柔道家として賞賛に値する。



試合場に上がろうとするオランダ人新聞記者を制しているヘーシンク氏(1964 東京五輪)
写真提供：共同通信社

【IJF 試合審判規程の制定】

「IJF 試合審判規程」が制定されたのは、1967 年【昭和 42 年】のことである。競技化の更なる波に対応すべく国際柔道連盟が、「講道館柔道試合審判規定」をお手本として策定したことは言うまでもない。この両規定の間に根本的な差異は無いが、「IJF 試合審判規程」のほうが、攻撃性をより重視しているルールと言える。

【日本における IJF 試合審判規程の導入】

日本国内においても、2010年【平成22年】5月1日より全日本柔道連盟主催大会の試合審判規程は、原則、この「IJF 試合審判規程」を適用することになった（中学生以下については、国際柔道連盟試合審判規程「少年大会申し合わせ事項」が適用される）。以降、数回に及ぶ「国際柔道連盟試合審判規程」の変更・修正に伴い、今日まで日本国内においても、その都度変更・修正が行われてきている。

【IJF 試合審判規程の主な変遷】

- ① 1951年【昭和26年】「IJF 試合審判規程」＝「講道館柔道試合審判規定」であったことは、前述したとおりである。
- ② 1967年【昭和42年】「IJF 試合審判規程」の制定。体重別6階級とした。
- ③ 1973年【昭和48年】IJF ローザンヌ総会で「有効」「効果」スコアの導入決定。
- ④ 1997年【平成9年】ブルー柔道衣導入。「抑え込み」時間の変更。
- ⑤ 2003年【平成15年】ゴールデンスコア方式採用。注意、警告の罰則（の分類）を指導に改正。
- ⑥ 2009年【平成21年】1月1日施行の「IJF 試合審判規程」において、「効果」のスコアが廃止。「有効」以上の得点差がない場合には、ゴールデンスコアで勝敗を決することとなった。罰則においても『立ち技の攻撃・防御において下穿きを握った場合は、「待て」とし「指導」が付与される』という改正に至る。
- ⑦ 2010年【平成22年】1月1日に改正施行に至った「IJF 試合審判規程」では（全日本柔道連盟では、2010年4月1日適用）、『片手または両手で、もしくは、片腕または両腕で、帯より下への直接攻撃または防御を施した場合は禁止、該当試合者は反則負け』へ再変更。
- ⑧ 2013年【平成25年】2月のグランドスラム・パリから8月のリオデジャネイロ世界選手権までの期間、1人審判制、旗判定の廃止、「抑え込み」の時間短縮などの大幅なルール改正案が試験導入。
- ⑨ 2014年【平成26年】1月のコンチネンタルオープンからリオデジャネイロオリンピック（2016年）まで、新たな「IJF 試合審判規程」が正式導入。
- ⑩ 2017年【平成29年】から新ルールが適用。
 - 1) 男女試合時間4分間。
 - 2) 「有効」の廃止（一本と技ありのみ）。
 - 3) 「技あり」はいくら取っても一本にはならない。
 - 4) 本戦で技のスコアが入らない場合はたとえ「指導」を取っていても、ゴールデンスコア方式（以下GSと表記）に突入。GSでは技のスコアか、本戦終了時の「指導」ポイント差に変化が生じた時に決着。
 - 5) 脚取りは1度目が「指導」、2度目が「反則負け」など。
- ⑪ 2018年【平成30年】からは前年のルールに修正が加えられた。
 - 1) 「技あり」2つで一本（技あり、合せて一本）が復活。
 - 2) 技によるスコアか反則勝ちのみで勝負が決することとなるなど。
- ⑫ 2019年【平成31年】1月から、現在に至るまで若干の修正（2020年1月・令和2年）が加えられ、2020東京オリンピック・パラリンピック（2021年開催）。
- ⑬ 2022年【令和4年】1月から、12観点のルール改定が行われる（詳細は、Ⅳ章において記載）。

⑭ 2025 年【令和 7 年】1 月からルールの変更

⑮ 2026 年【令和 8 年】1 月からルールの変更

【柔道審判規程変更の事由と今後】

IJF 試合審判規程の起源を辿っていけば、やはり「講道館柔道試合審判規定」に回帰することは既述したとおりである。その「講道館柔道試合審判規定」も、講道館柔道の普及拡大による試合の隆盛によって規定の改正を余儀なくされた。冒頭に示した、「引き込みの禁止」は、正に柔道の本質が、試合によって崩れていく可能性に嘉納師範が嘆かれ、「講道館柔道試合審判規定」の改正が行われたと言われているが、柔道がオリンピック競技として採用され、他スポーツ競技に優るとも劣らない普及拡大をするにつれて、国際的な競技普及を担った「IJF 試合審判規程」も、「講道館柔道試合審判規定」同様の意味における改訂を辿っていくことになる。

つまり、競技化が進むことによって、どうしても勝利至上主義が横行し、「勝つための柔道」に柔道の本質が歪曲し、選手や指導者達は、ルールギリギリのあるいはルールを利用して勝負に挑むことになるため、本来の柔道精神にそぐわない戦略的な柔道による勝敗が多くなる。結果として柔道そのものの魅力も半減され、その是正と競技としての合理性を求めざるを得ないがためにルールが改正されていく悪循環が暫く続いたといっても過言ではない。

しかしながら、近年、柔道そのものの魅力や醍醐味、あるいは柔道のファン、特に観衆にとって興味ある競技としての本質が問われるようになってきている。「柔道」から「JUDO」へと言われた時代もあったが、今は、国際文化としての「柔道」を日本人柔道家のみならず、世界の柔道家が真剣に議論し、その伝統を守りながら、次のステージへと上がるために真摯に努力を重ねている。そのような流れにあって、「IJF 試合審判規程」も、柔道の本質に回帰しながら（一本と技ありへの回帰など）、次世代の審判ルールへと変革を始めたところとも言える。

柔道が更に国際的運動文化として普及・発展していく中で、社会のニーズを捉えながら「IJF 試合審判規程」の改定は今後も行われるに違いない。従って、今よりも情報を素早くキャッチし、「IJF 試合審判規程」への適切な対応をし得る柔軟な姿勢と情報収集能力が、日本人柔道審判員にも求められることになる。



Ⅱ

審判員に必要な見識

柔道の全ての技を熟知するのはもとより、嘉納師範の創始した柔道の根底に流れる哲学を知ることが、柔道の審判員にとっても肝要である

【正しい礼法】

『審判員・選手ともに正しい礼法（30度曲体を静かに曲げ、一呼吸（約4秒）で元の姿勢に戻る）を徹底させる。「柔道は礼に始まって礼に終わる。礼はお互いと他人への敬意と感謝を意味するものである。指導者は柔道の試合に勝つことだけでなく、柔道の精神を教えなければならない。』と審判員の心得に記されている。

では、『柔道の精神』とはいったい何であろう。

『精力善用』『自他共栄』といった嘉納治五郎師範の2大思想のことは知っているても、『礼法』についての根本的な意味を知っている審判員は意外に少ない。何故、礼法の徹底が肝要なのか、その意味も知らずして礼法の徹底を選手に強いることはナンセンスであろう。

実は「礼」は、中国の思想家、孔子（紀元前552年9月28日 - 紀元前479年3月9日）の思想に起源を持つ五常の徳目の一つである。その中心的な徳目として「仁」を示しているが、その「仁」で示す気持ちを形で表すことが「礼」であるとしている。「仁」についてはは、「横から見た人」の象形と「2本の横線」から成り立っているが、人と人との間に通う「親しみ」を示している。社会生活において他人と生活を共にすることとなれば、相手への思い遣り、尊敬の気持ちがなければ、良好な人間関係は続かない。「仁」は、人を愛することの重要性を説いていると言っても過言ではない。そして、その内面的な気持ちを「形」を持って示すことが「礼」である。即ち「仁」の見える化が「礼」である。

従って、審判員は、試合の際の審判員自身の礼法、選手同士の礼法を形骸化したものとして捉えるのではなく、意義ある慣習として実践する必要がある。柔道の試合を裁く意味を再確認した上で、礼節を重んじ公正遵守の立場を貫く審判員こそ真の姿である。



孔子



正しい礼法

【柔道の技】

ところで、柔道の技は何種類あるのだろうか。既述したように、「投技」も「固技」も、その技分類はもとより理合も含めて、審判員は熟知している必要がある。

以下は、講道館で現在示されている「投技」と「固技」である（2017.4.1）。

また、講道館のホームページ「柔道技名称一覧」から、実際の施技映像も確認をすることができるので視聴をお勧めする。

柔道の技名称 (100 本) NAMES OF JUDO TECHNIQUES 投技 (68 本)



手技（てわざ）（16 本）	
1	背負投（せおいなげ）
2	一本背負投（いっぽんせおいなげ）
3	背負落（せおいおとし）
4	体落（たいおとし）
5	肩車（かたぐるま）
6	掬投（すくい投げ）
7	帯落（おびおとし）
8	浮落（うきおとし）
9	隅落（すみおとし）
10	山嵐（やまあらし）
11	帯取返（おびとりがえし）
12	双手刈（もろてがり）
13	朽木倒（くちきたおし）
14	踵返（きびすがえし）
15	内股すかし（うちまたすかし）
16	小内返（こうちがえし）

腰技（こしわざ）（10 本）	
1	浮腰（うきごし）
2	大腰（おおごし）
3	腰車（こしぐるま）
4	釣込腰（つりこみごし）
5	袖釣込腰（そでつりこみごし）
6	払腰（はらいごし）
7	釣腰（つりごし）
8	跳腰（はねごし）
9	移腰（うつりごし）
10	後腰（うしろごし）

足技（あしわざ）（21 本）	
1	出足払（であしはらい）
2	膝車（ひざぐるま）
3	支釣込足（ささえつりこみあし）
4	大外刈（おおそとがり）
5	大内刈（おおうちがり）
6	小外刈（こそとがり）
7	小内刈（こうちがり）
8	送足払（おくりあしはらい）
9	内股（うちまた）
10	小外掛（こそとがけ）
11	足車（あしぐるま）
12	払釣込足（はらいつりこみあし）
13	大車（おおぐるま）
14	大外車（おおそとぐるま）
15	大外落（おおそとおとし）
16	燕返（つばめがえし）
17	大外返（おおそとがえし）
18	大内返（おおうちがえし）
19	跳腰返（はねごしがえし）
20	払腰返（はらいごしがえし）
21	内股返（うちまたがえし）

真捨身技（ますてみわざ）（5 本）	
1	巴投（ともえなげ）
2	隅返（すみがえし）
3	引込返（ひきこみがえし）
4	俵返（たわらがえし）
5	裏投（うらなげ）

横捨身技（よこすてみわざ）（16 本）	
1	横落（よこおとし）
2	谷落（たにおとし）
3	跳巻込（はねまきこみ）
4	外巻込（そとまきこみ）
5	内巻込（うちまきこみ）
6	浮技（うきわざ）
7	横分（よこわかれ）
8	横車（よこぐるま）
9	横掛（よこがけ）
10	抱分（だきわかれ）
11	大外巻込（おおそとまきこみ）
12	内股巻込（うちまたまきこみ）
13	払巻込（はらいまきこみ）
14	小内巻込（こうちまきこみ）
15	蟹挟（かにばさみ）
16	河津掛（かわづがけ）* 禁止技

固技 (32 本)

抑込技 (おさえこみわざ) (10 本)	
1	袈裟固 (けさがため)
2	崩袈裟固 (くずれけさがため)
3	後袈裟固 (うしろけさがため)
4	肩固 (かたがため)
5	上四方固 (かみしほうがため)
6	崩上四方固 (くずれかみしほうがため)
7	横四方固 (よこしほうがため)
8	縦四方固 (たてしほうがため)
9	浮固 (うきがため)
10	裏固 (うらがため)

絞技 (しめわざ) (12 本)	
1	並十字絞 (なみじゅうじじめ)
2	逆十字絞 (ぎゃくじゅうじじめ)
3	片十字絞 (かたじゅうじじめ)
4	裸絞 (はだかじめ)
5	送襟絞 (おくりえりじめ)
6	片羽絞 (かたはじめ)
7	片手絞 (かたてじめ)
8	両手絞 (りょうてじめ)
9	袖車絞 (そでぐるまじめ)
10	突込絞 (つっこみじめ)
11	三角絞 (さんかくじめ)
12	胴絞 (どうじめ) * 禁止技

関節技 (かんせつわざ) (10 本)	
1	腕鍼 (うでがらみ)
2	腕挫十字固 (うでひしぎじゅうじがため)
3	腕挫腕固 (うでひしぎうでがため)
4	腕挫膝固 (うでひしぎひざがため)
5	腕挫腋固 (うでひしぎわきがため)
6	腕挫腹固 (うでひしぎはらがため)
7	腕挫脚固 (うでひしぎあしがため)
8	腕挫手固 (うでひしぎてがため)
9	腕挫三角固 (うでひしぎさんかくがため)
10	足鍼 (あしがらみ) * 禁止技

ーさて、次の技名は？ー



Ⅲ

審判員に求められる 心得・知識・スキル

「審判員にとって、選手のために正しく試合を裁くためには何が重要であろうか」、先に示した柔道の知識だけではなく様々な事柄が求められる。

【良い審判員としての必要十分事項】

全日本柔道連盟は、2004 年発刊の「全日本柔道連盟審判員マニュアル」に、既に良い審判員の条件を示しているが、その内容を抜粋すると以下のとおりである。

- 1) 審判活動に必要な事項全てに熟練する。
- 2) 柔道の経験を豊富に持ち、柔道の基本と技術を十分理解する。
- 3) 審判を多く経験し、常に審判技術の向上に努める。
- 4) 多くの試合を視察する。
- 5) 技術の動向に注目し、技能の高度化・多様化についていける目を養う。
- 6) 審判規程に精通し、大会前日に審判規程を再確認する。
- 7) 研修会に出て最新情報を得る。
- 8) 判断力を養成する。
- 9) 素直さと協調性を心掛ける。
- 10) 適度な緊張と集中力を持続する。
- 11) プレッシャーに負けない精神力と平常心を養う。
- 12) 瞬時に評価する判断力を磨く。
- 13) 反則の種類・内容を的確に判断する能力を養う。
- 14) 試合後、審判活動を反省する。
- 15) 健康管理を行う。
- 16) 公認審判服を正しく着用する。
- 17) 係員や医師、表示板の位置を確認する。
- 18) 姿勢、態度に注意をする。
- 19) 審判規程の解釈に従って忠実に判断する。
- 20) 試合者に公平である。
- 21) 会場で選手やコーチとの話を慎む。

審判員は、試合で起こる様々な現象・事象をルールに基づいて即座に判断しなければならない。上手く裁くことができるのは当然のこととして周囲から見られているため、1つのミスで、選手、指導者、観客全てから批判的になる。然るに、審判員にとって上述した項目すべてが重要な事柄になることは言うまでもなく、常に審判員として成長し続ける誇りを持つことが重要である。

また、現行の全日本柔道連盟審判委員会においても、審判員の遵守事項として以下の内容を確認している。

- 1) 審判員は、大会競技規則等を正しく理解し、常に公平公正な判定を行い、日本の柔道発展に貢献しなければならない。
- 2) ライセンスを取得した審判員は、公認審判員規程第5条5項に限らず、審判活動を積極的且つ優先して取り組む姿勢を持たなければならない。
- 3) 本連盟主催審判講習会への参加の義務(公認審判員規程 第5条6項)を果たすだけでなく、積極的にルール改正や審判規程改正の動向に関心を持ち、自ら正しい情報の獲得に努め審判技能の向上に努めなければならない。
- 4) 特に S 及び A ライセンス審判員は、下位ライセンス資格試験時講習会の講師、審査員として携わり、審判員の養成に寄与しなければならない。
- 5) 審判員は、特に試合に関して、利益相反を含む不正行為又は操作を疑われることのないよう自らを厳しく律しなければならない。
- 6) 差別及び暴力の根絶に向けた努力を継続するとともに、暴力団など反社会的勢力とは一切関係をもたないこと。

更に、全日本柔道連盟 A ライセンス講習会資料「審判員を務める上での注意事項」の文中において「審判員の心得」を以下のように言及している。

(審判員の心得)

- (1)審判員・選手ともに正しい礼法(30度曲げた状態で2秒静止させる)を徹底させる。「柔道は礼に始まって礼に終わる。礼はお互いと他人への敬意と感謝を意味するものである。指導者は柔道の試合に勝つことだけでなく、柔道の精神を教えなければならない。」
- (2)まわりから受ける数々のプレッシャー(コーチ・試合者・観客・テレビ・試験官)による余計な考えや感情を取り去らなければならない。
- (3)自信に満ち、公平で注意深く、威厳に満ち、落ち着いた態度でなければならない。
- (4)多くの審判の数をこなし、また同僚に自己の審判評価を求め、審判経験を積むことが重要である。
- (5)審判員は大会前に審判規程を見直すべきである。
- (6)主審は試合の中心的権威であって、冷静さ、自信、合理性を保たなければならない。
- (7)副審は、主審の威厳を認め、適切な寛容度を持って見なければならない。
- (8)副審が試合場にいる場合、副審は、審判団の重要なメンバーであり、主審と同等の発言権を持つ一方で、異なった責任を有し、特に技の場内外の意思表示を明確に行う。

【審判員に必要な心理的特性】

審判員にとって、「柔道の知識や経験」、「審判員としての実際に試合を裁いた経験の豊富さや審判スキル」などが重要なことは言うまでもない。さらに既述したように、審判としての「心の在り方」が、その審判員の良し悪しを左右することも周知のとおりである。

しかしながら、「審判員に必要な心理的特性」を整理し、自己診断、あるいは他者評価として確認できる指標が乏しいことも事実である。そこで、ここでは「柔道の審判員の心理的スキル」を分析した村上ら*)の研究を参考とし、「柔道審判員として必要な心理的評価指標」を示すこととしたい。

審判員の心理的スキルとして村上らは、「自己コントロール」「表出力」「意欲」「自信」「コミュニケーション」「集中力」の6要因をあげている。また、それぞれの要因を規定している内容は、各要因4項目計24項目である。以下は、「公平性」の4項目を加え、村上らの内容について意味が変わらないようにアレンジして「審判員に必要な心理的指標」として纏めているので、自己診断として活用して戴きたい。

※) 村上貴聡他「スポーツ審判員に求められる心理的スキルの評価－尺度の開発とその活用」東京体育学研究 9: 5-12 (2018)

◆柔道審判員として必要な心理的指標

「自己コントロール」

- ①大きな大会でも緊張し過ぎない
- ②トラブルがあっても動揺をしない
- ③過去のミスを引きずることはない
- ④気持ちの切り替えが早い

「表出力」

- ①動揺をしたとしても顔に出すことはない
- ②ミスを犯した場合でも表情や仕草には出さない
- ③迷いや不安を覚えても表情や仕草には出さない
- ④トラブルがあってもポーカークフェイスで対処できる

「意欲」

- ①常に審判技術の向上を望んでいる
- ②審判技術の向上のためには、審判講習会や勉強会にできる限り出席したい
- ③自身にとって目標とする審判員の技術を見て常に勉強している
- ④常に自分を高めようと思っている

「自信」

- ①自分には良いジャッジ（技の評価、反則の判断など）をする自信がある
- ②審判としての自分には自信を持っている
- ③経験の裏付けとして揺るぎのない自信を有している
- ④プレッシャーやトラブルの中でも良い判断をする自信がある

「コミュニケーション」

- ①審判員（主審・副審、審判委員）のチームワークを心掛けている
- ②他の審判構成員と協力して試合に臨んでいる
- ③選手が怒っている場合、適切に怒っている試合者をコントロールできる
- ④他の審判員と積極的にコミュニケーションをしながら常に自己修正をしている

「集中力」

- ①試合中集中力が途切れることはない
- ②例え集中が途絶える場面があったとしても、直ぐに自分なりの方法で回復できる
- ③一旦気持ちが切れても、集中し直すことができる
- ④集中を保つために、オンとオフの切り替えがうまい

「公平性」

- ①知っている選手の試合を裁くことがあっても公平なジャッジができる
- ②試合の勝ち負けの予測をすることなくニュートラルに試合進行をしている
- ③一方的な試合や反則の先行する試合であっても試合の勝ち負けを判断しない
- ④選手の指導者や所属、外的圧力に屈することなく公平に試合を裁くことができる

【主審・副審・審判委員の役割】

審判団それぞれの役割と機能を熟知し、それらについて常に心掛けて審判を司ることも、審判活動を行う上では非常に重要なことである。全日本柔道連盟 A ライセンス講習会資料「審判員を務める上での注意事項」にも、その役割・機能が示されている。その資料並びに「国際柔道審判規程（2022 年～）」から抜粋し、以下に明記する（一部付加）。

【主審】

(1)位置

- a) 試合者と 3～4 メートルの間隔をとる。
- b) 主審は常に試合者の動きを判断して、予測を立て、最高の位置取りを目標とする。
- c) 寝技においては、主審は試合者と 2～3 メートルの間隔をとる。
- d) 両試合者が寝技の状態にあり、場外側に向いている場合には、主審は安全地帯からその動作を観察してもよい。
- e) 主審は副審の視野を妨げないように注意する。主審と両副審は三角形の位置関係を維持すること（三審制の場合＝今後は、*と記す）。

(2)姿勢、基本事項

- a) 主審は腕を垂直に垂らし、基本姿勢を身につける。
- b) 試合場を歩く場合、背筋を伸ばし姿勢よく歩くこと。また、必要がない限りは走ったり、早歩きをしないこと。
- c) 主審は、試合者が投げられた時、畳とのインパクトの全体が見える位置にいないといけない。
- d) 主審は、投げられた試合者が着地した時、腰を引いたり頭や体を捻ったりしてはならない。主審の動きが試合者の投げる動きと同じにならないよう注意。
- e) 「もう少し」といったような顔の表情や頭の動きは避けること。
- f) 主審は、試合開始位置に戻す指示を、礼節をもって行なうと共に、直接ふれることを避けるなど、選手に対する敬意を示さなければならない。
- g) 主審は副審 2 人との密接な関係を保つことが重要である。
- h) 姿勢、動作やジェスチャーはどんな状況であっても自然でなければならない。

(3)「始め」「待て」

- a) 主審は試合の流れを十分理解し、選手達による柔道の攻防・技術を熟知しておく必要がある。試合の動作を理解していない主審は、続行が許されるべきときに罰則を与えたり、「待て」を宣告して試合をつまらなくしている。

- b) 主審は進展がない寝技を止めることと、寝技への準備段階であり進展が起ころうとしている状況との違いを見極めることが大切である。進行をよく見極めるように注意する。
- c) 主審が、寝技の時に誤って「一本」及び「待て」と宣告したために両試合者が別れてしまったときは、主審と両副審は、できれば多数決の原則に従って、試合者の一方に不公平のないように、試合者双方をできるだけ元の位置に近付けてから試合を再開することができる。
- d) 場内から始まった攻防が、場外の位置で攻防が途切れた場合、直ぐに「待て」をかけること。攻防が継続している場合には「待て」をかけてはならない。

(4)ジェスチャー

- a) 主審は投技効果の宣告の際に、選手から目を離してはいけない。
*ただし、主審は何らかの異見に直ちに気づくために、少なくとも 1 名の副審をその視野に入れること。主審は、試合者の継続している動きを常に見ていなければならない。
- b) ジェスチャーは、正確に、力強く、少なくとも 3 秒から 5 秒間、継続させるものとする。審判に個性は必要ない。正確に早すぎず、遅すぎず、小さすぎず、オーバー過ぎない。また、ジェスチャーと発声は同時でなければならない。
- c) 主審は、オーバーアクションにならずに腕のみでジェスチャーを行う。
- d) いずれの試合者がスコアを取ったか判断するのが難しい場合は、主審は開始位置（青または白）を指差さなければならない。
- e) 主審は、必要ならば、試合結果を示す前に、試合者に柔道衣を直させるべきである。

※以降（P.14-15）は、国内において 3 審制で行われる大会での運用とする。

【副審】

- (1)常に試合状況を副審同士で確認し合うこと。
- (2)時計、得点掲示に間違いがないか確認すること。
- (3)判断の難しい場合は審判委員に確認する。確認はできる限り短い時間で行い、試合の流れを変えないようにすること。
- (4)試合は基本的に主審と副審で裁くので、過剰に審判委員の意見を求める必要はなく、自信と責任をもって裁くこと。

★以降は 副審が試合場にいる場合

- (1)背筋はまっすぐとし、椅子の背もたれに深く掛ける。
- (2)両手は膝に掌を下にして置く。
- (3)足はやや開きぎみにし、畳に平らに置く。
- (4)副審は、主審に対して過剰な影響を及ぼす行為をしてはならない。
- (5)副審は、主審より先に（技の効果の）ジェスチャーをしてはならない。
- (6)副審の姿勢も、審判団全体の威厳にとって重要である。
- (7)場内外のジェスチャーは、主審の技の評価の宣告か「待て」の宣告が行われるまで維持する必要がある。
- (8)副審は、得点表示係によって記録されたスコアが、主審によって宣告された得点を正しく記録しているかをも確認しなければならない。

【意見の相違】

★以降は副審が試合場にいる場合

- (1)異なった意見をもつ副審は、すぐに適切なジェスチャーを行い、他の副審がその意見を認識するまで持続しなければならない。
- (2)主審によって与えられた技の効果、罰則の意見に、副審がその価値を認めない場合、副審は頭上に片手を挙げ、二、三回振る。
- (3)副審 2 名が主審と異なった評価を示したが、主審が副審の合図に気付かなかったときは、副審は立ち上がり、主審が気付いて評価を修正するまで、自分の合図を維持しなければならない。
- (4)主審が、副審が立ち上がっているのに暫く（数秒間）気付かずにいるときは、主審に近い方の副審は、直ちに主審に近づき、多数決の異見を知らせなければならない。
- (5)主審、もしくは副審のうちの一人にのみ、罰則行為等がはっきりと見えて、他の二人に見えなく、そして判定を変えられるものがある場合のみ、合議は可能であり、必要である。

【合議】

★以降は副審が試合場にいる場合

- (1)合議は最小限にとどめなければならない。
- (2)主審は、両副審を「主審の開始位置」の少し後方、選手に聞こえる範囲の外に招く。
- (3)主審は選手の方に向かい、副審はその両側で内に 45 度向いて立つ。

- (4)主審は両選手を、副審は少なくとも一人の選手を視野に入れながら合議する。
- (5)合議の間、主審は副審一人ずつ意見を聞く。
- (6)一人の副審だけと合議をしてはならない。

【審判委員】

- (1)試合を止める権限を有し、審判員に対し判断の修正を求めることが出来る。
その根拠として映像は必須である。また、審判員から意見を求められた場合、必ず応えなければならない。
- (2)残念ながら審判員がミスをしそうな場合に、ミスを防ぐ最後の砦である。その重大な責任を十分に理解し、試合の展開だけでなく、時計や得点揭示の把握などもしなければならない。
- (3)小さな判断の相違程度は介入すべきではなく、審判員を尊重しなければならない。
重大なミス、重要な判断が必要な場合は、それを看過することなく介入すべきである。

【得点揭示の訂正】

- (1)揭示に関する訂正は主審のみの権限である。
- (2)主審は揭示に誤りがあれば、試合を止め、訂正しなければならない。
- (3)もし、副審・審判委員が揭示の誤りを発見したら、主審に伝える。

【ゴールデンスコア】

- (1)主審は「それまで」を宣告し、時計、得点揭示の準備が出来次第、休憩なく「始め」を宣告して試合を開始する。
- (2)主審が「指導3」で勝負を決しようとする場合は、「待て」をかけ選手の服装を直させる間に副審の同意を得ること。
- (3)* 試合者のどちらかが「指導3」によって勝負が決定するときは合議をする。
「反則負け・それまで」、と宣告する。投技で終わる場合は「技あり（有効）・それまで」等と宣告する。
- (4)寝技において、「抑え込み」の場合、5秒（有効）で試合は終了する。ただし、途中で抑え込まれている試合者が絞め技・関節技を施し、「参った」または「落ちた」場合、時間に関わらず逆転を認め、抑え込まれている試合者が勝利となる。

IV

国際柔道連盟試合審判規程 (2026 年 4 月 1 日より有効)

付加：(2026 年 1 月 21 日更新版 SOR などを参考)

※ 1：全柔道大会では、スーパーバイザーは審判委員とする

D1.1 審判 — 文化・歴史・原則

第 1 条 審判員と役員

審判員は、得点表示係、時計係、記録係によって補助される。LOC（開催国柔道連盟）は、経験のある得点表示係と時計係の計 2 名を各試合場に提供しなければならない。

IJF WJT の各大会には、IJF スーパーバイザー（※ 1）が置かれ、審判員が下したすべての判定が正しく行われていることを保証する。

主審は、テクニカルテーブルに座るスーパーバイザー（※ 1）と無線により繋がっている。

試合に介入することができる IJF 審判理事もしくはスーパーバイザー（※ 1）は、ケアシステムの設置された場所に座り、主審と無線機により繋がっていないといけない。尚、介入する際の手順については、第 13 条 5 項に従う。

第 2 条 主審の位置と任務

審判員は IJF の定める制服を着用し、頭にかぶり物を装着したり、宗教的なものや派手なアクセサリーを身につけないこと。

※日本国内においては、全柔連の定める制服を着用。

主審は試合が始まる前に、審判員は以下を確認しなければならない。

- ・自身が審判をする試合場の試合終了を告げるブザー音、もしくは試合終了を告げる方法ならびにドクター席と柔道衣コントロールの位置について把握しておくこと。
- ・無線機ならびにヘッドセットが正常に機能するか確認すること。
- ・畳の表面が清潔で良い状態であること、畳の間に隙間が無いことを確認すること。
- ・観客、カメラマン、係員などが、選手を妨害したり、怪我の危険が及ぶ場所にいないことを確認すること。
- ・試合を始める前に、全てのものが正常であることを確認すること（例：試合場、器材、ユニフォーム、衛生、係員）。
- ・（コーチが退場になった場合、または 18 条にある直接反則負けを報告する）記入用紙があること。

主審は、試合中は以下の対応を行うこと。

- ・主審は原則として試合場内に位置する。
- ・主審は試合の進行と勝敗の判定を司る。また、自分の判定が正しく記録されていることを確認すること。
- ・例外的な場合（例：両試合者が寝技の状態にあり、場外側に向いている場合）には、主審は安全地帯からその動作を見てもよい。

青柔道衣を着用している試合者が主審の左側、白柔道衣を着用している試合者が主審の右側に位置する。

※概ね、日本国内では、白紐を着用している試合者が主審の左側、赤紐を着用している試合者が主審の右側に位置して実施する。

第3条 待機中の審判の役割

待機している審判員は、自身の試合場が良く見えるテクニカルテーブルに座り、自身の試合の順番がくるのを待つ。大会中に、万が一、不測の事態が起こった時には対応できるように心掛ける。(例：得点掲示の記録に誤りがあった場合にスーパーバイザー（※1）に報告するなど)

試合者が試合開始後、試合場の外側で柔道衣を着替える必要がある場合、もしくは試合者が一時的に試合場を離れなければならないと例外的に主審が認めた場合、異常がないことを確かめるために、該当する試合場で試合を担当していない審判員1名がその試合者に帯同すること。該当する試合場で試合者と同じ性別の者がいない場合は、審判理事、スーパーバイザー（※1）によって公式に任命された役員が試合者に帯同する。

第4条 審判員の動作

主審は次のジェスチャーをする。

ジェスチャーは、IJF 審判理事、IJF 審判スーパーバイザー（※1）、および時計係に明確に見えるようにするため、移動しながら3秒から5秒間維持する必要がある。



「礼」畳に上がる時、
畳から下がる時に行う



「立ち姿勢」
試合が始まる前



「招く」選手を
試合場内へ入れる



「はじめ」「それまで」



「一本」（得点掲示に一本として表示される :100 ポイント）
片腕を頭上高く伸ばし、掌を前に向けて挙げる。



「技あり」（得点掲示に表示される :10 ポイント）
片腕を体の側方で、肩の高さに掌を下に向けて挙げる。

「技あり」ジェスチャー

- ・まず、腕を胸前から、横へ動かし正しい位置で腕を伸ばす。
ただし、体を回すとき、両試合者から眼を離さないように注意すること。



「技あり、合せて一本」（2つの技ありは、合せて一本となり、得点掲示に一本として表示される :100 ポイント）

最初に「技あり」の合図をし、その後「一本」の合図をする。



「有効」(得点揭示に1ポイント): 審判は片腕を体から45度離して横に上げ、掌を下向きにする。

有効のジェスチャー：

- ・腕は胸のまで持ち上げ、横に動かして正しい最終位置に移動させる。



「抑え込み」 試合者に向かって上体を curve、試合者の方へ掌を下に向けて片腕を挙げる。主審は時計係が時計を開始したことを確認してから、通常の姿勢に戻って試合をコントロールすること。



「解けた」 体を試合者の方に curve、片腕を前方に挙げ、指を伸ばし親指を上にして上げながら左右に速く2、3回振る。時計係が時計を止めたことを確認する。



「待て」 片手を肩の高さに畳とほぼ平行に挙げ、指を上にして開いた掌を時計係に向けて示す。



「そのまま」 上体を前方に曲げ、両掌で両試合者に触れる。
「よし」 両掌を両試合者にしっかりと当て、その後強く押す。



「選手を立たせる」 掌を上にして畳に水平になるよう対象選手に向けて（肘から先の）両手を伸ばし、2回～3回数センチにわたり上下に動かす。主審は、選手がジェスチャーを明確に見ていることを確認する。



「宣告（スコア、罰則）を取り消す場合」 スコアの宣告においては、一方の手でスコア宣告と同じ合図を行い、もう一方の手を頭上前方に挙げ左右に2、3回振る。罰則の宣告においては、一方の手で罰則を与えた選手を人差し指で指差し、もう一方の手を頭上前方に挙げ左右に2、3回振る。スコア、罰則を取り消す場合、発声は行わない。

異なるスコア、罰則に修正する場合は、取り消しの合図の後、出来るだけ早く行う。状況が許されるのであれば、主審は両選手が見える状況で取り消しの合図を行うこと。



「無効（両選手に対して投技のスコアがない）」片手を頭上に掌が頭部に水平になるように挙げ左右に2、3回振る。発声は行わない。



「試合の勝者を示す場合」 勝者を示すために、審判と選手は試合開始時の位置に戻る。審判はまず左足、その後右足を一步前に出し、勝者に向けて肩の高さより上に手のひらを内側に向けて片手を挙げる。その後、右足、次に左足を一步後ろに下げ、試合開始時の位置に戻る。



「医師を呼ぶ場合」 メディカルテーブルの方向から負傷した試合者の方向へ掌を上に向けて片腕を振る。



「罰則を示す場合（指導、反則負け）」

立ち技においては、主審は「待て」を宣告して試合を一時停止し、選手を開始位置(第11条)に戻す。その後、罰則を与える選手に45度の角度で向き合い罰則を与える。

「指導」または「反則負け」の場合：

審判は握り拳から人差し指を伸ばし、罰則を与える選手を指し示す。

寝技については、第 17 条を参照すること。

両選手に罰則を与える場合、審判は適切なジェスチャーを行い、左右の選手を交互に指し示す（左側の選手には左手の人差し指、右側の選手には右手の人差し指で指し示す）。



「積極的戦意に欠けること」 胸の高さで両前腕を前回りに回転させ、人差し指で罰則を与える試合者を指差す。



「偽装的な攻撃」 手を握って両腕を前方に挙げ、その後両手を下げる動作をする。



「試合者に柔道衣もしくは髪を直させる場合」

（柔道衣を直させる場合）帯の高さで掌を内側に向けて、左手を上にして手を交差させる。

（髪を直させる場合）握った手で小指が側頭部に触れるように選手に見せる。



「上衣もしくは髪を直さないことによる場合」

「待て」と「はじめ」の間に柔道衣を正さない選手には罰則（指導）を与える。

帯の高さで掌を内側に向けて、左手を上にして手を交差させる。

その後、握りこぶしから人差し指を伸ばして、罰則を与える試合者を指差し罰則を宣告する。

（「待て」と「はじめ」の間に）髪を直さない場合も、（2回目以降は）同じ手順で該当するジェスチャーを行ったうえで指導を与える。



「場外に出たことによる場合」



「脚を掴んだことによる場合」



「組み手を防ぐ目的で、柔道衣上衣の襟の上部を覆う場合」



「片手でブロックしていることによる場合」 「両手でブロックしていることによる場合」



「組み合わせないことによる場合」

その他の罰則については、罰則を与える理由を動作で示す（18 条を参照のこと）

以下のジェスチャーは、以下のサイトで説明動画を見ることが出来る。

<https://www.ijf.org/news/show/refereeing-the-new-gestures>

両手または肘で着地した場合の「有効」

両尻、両手または両肘で着地した場合、片尻、片手または片肘で着地した場合、または手も肘も着かずに着地した場合有効が与えられる。なお、有効が与えられた後、指導の罰則を与えることはない。

逆背負投による「指導」

主審は、指導をあたえる選手に対して 45 度に向き合う。

両手とも握りこぶしを作り、どちらか一方の前に持って行き、この技の最初の動きのようにわずかに胴体を回転させる。

注意：逆背負投による指導は、カデ大会に限り与えられる。

髪結び直しによる「指導」

主審は、指導をあたえる選手に対して 45 度に向き合う。握った手で小指が側頭部に触れるよ

うにする（腕と同じ側の頭部を触る）。

試合が長時間中断することが予想される場合、選手に開始位置で待機を指示するために、審判は掌を上に向けて開始位置を指し示す。

第5条 試合の場所（場内）

試合は、試合場内で行うものとする。

どちらかの試合者の体の一部が試合場内に入っており、試合場内で開始された全ての技は有効であり、継続される（「待て」は宣告しない）

両試合者が、ともに場外にいる状況で新たに施された技は、いかなる技も無効とする（スコアとしない）。

例外

- a) 一人の試合者のみが場内にいる状況で投技を掛け、技を施している中で両者が場外に出た場合、投技の動作に継続性があり、試合場内から 2m 以内であれば、投げた場合はスコアを認める。

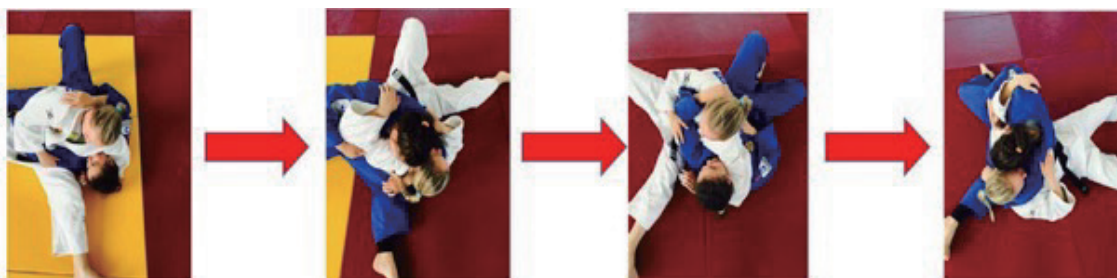
同様に、場外にいる選手が返し技で投げた場合、投技が場内から始まり、投技の動作に継続性があり、試合場内から 2m 以内であれば、投げた場合はスコアを認める。

- b) 寝技の動作において（抑え込み技、関節技、絞技による攻撃）は、試合場内で始まった技が決まりそうな場合、両試合者が試合場外に出てもしばらく継続させる。

場内で関節技・絞技がはじまり、その技の効果がたとえ認識される場合、両者が場外に出ても技が続いている限り継続させてよい。

- c) 場外における寝技：投技が試合場外で決まった後、試合場内から 2m 以内で直ちに一方の試合者が試合場外で抑え込み技、絞技、関節技を施した場合、技が続いている限りこれらの技は認められる。

場外で寝技（抑え込み技）が施されている時に、受が返して継続性をもって抑え込み技、絞技、関節技を施した場合、それは有効とする。



- d) 場外における寝技で、主審が「待て」を宣告する間もなく、試合者が安全地帯の外へ出た場合、まず主審が判断をし、その後 IJF 審判理事またはスーパーバイザーの協議によって決定される。試合が始まった後、主審から許可が出た場合、選手は試合場外へ行くことが出来る。

柔道衣やTシャツが破れたり、汚れたりしたため着替えが必要となった場合、医師の処置が必要になった場合など、主審の許可があった場合、これらの対応は試合場外もしくはメディカル席の近くで行われる。選手には、審判員が帯同する。（第3条を参照）

第6条 試合時間

1. 試合時間と試合形式は、その大会のルールによって決められる。
IJF の責任の下で開催する全ての選手権大会における試合時間は、以下の通りとする。

シニア 男子・女子／団体戦：	正味試合時間 4 分
ジュニア（21 歳未満）男子・女子／団体戦：	正味試合時間 4 分
カデ（18 歳未満）男子・女子／団体戦：	正味試合時間 4 分

これらの試合時間は、以下の国内におけるシニア、ジュニア、カデの公式な大会において適用されるべきである。

2. 全ての試合者は、1 つの試合と次の試合の間で、10 分間、休息をとる権利を持つ。会場のレイアウトに応じて、IJF 特別委員会によって休憩時間を延長することがある。
※国内においては、大会事業委員会、大会運営委員会等がこれを担う。

第7条 「抑え込み」の時間

一本：	20 秒
技あり：	10 秒以上 20 秒未満（10 秒～19 秒）
有効：	5 秒以上 10 秒未満（5 秒～9 秒）

第8条 試合終了の合図と同時に施された技

1. 試合終了の合図と同時に施された技は、評価対象とする。
2. 投技が試合終了の合図と同時に施されても、主審と IJF 審判理事、スーパーバイザー（※1）が技の効果が直ちにはないと判断した場合、主審は「それまで」と宣告しなければならない。
この場合、スコア対象とはしない。
3. 試合終了の合図が鳴った後に施された技は、主審が「それまで」と宣告していなくても、無効とする。
4. 「抑え込み」が試合終了の合図と同時に宣告された場合、又は残り時間がその「抑え込み」の完了には不足である場合には、試合時間は「一本」（又は有効や技ありと同等のもの）が宣告されるか、主審が「解けた」「それまで」を宣告するまで延長される。
「抑え込み」が継続している間、抑え込まれている選手（受）は抑え込み技、絞技及び関節技を施すことができる。試合時間は、「一本」（又は同等のもの）が宣告されるか、主審が「それまで」を宣告するまで延長される。

第9条 試合の開始

1. 主審は、試合者が試合場内に上がる前に常に所定の位置についていなければならない。
個人戦では、主審は両試合者の試合開始の位置を結んだ中央線から 2m 後方の中央に、時計係の席に向かって立つものとする。
団体戦では、各団体戦が始まる前に以下の通り 2 つのチームによって礼法がなされなければならない。
a) 主審は、個人戦と同じ場所に位置する。主審の合図で、両チームは決められた位置から入場し、試合場の外枠に抽選結果に沿って並び、選手は互いに向かい合って立つ。

- 団体戦を裁く3名の審判員は、各審判員が2試合を続けて裁く。選手が欠場しているために試合が成立しなかった場合、最後の審判員（5試合目、6試合目担当）は1試合のみもしくは（2試合が成立しなかった場合は）試合を裁かない。もし、（代表戦となり）抽選が行われた場合、最後の審判員がそのまま残り、ゴールデンスコアの代表戦を裁く。
- b) 両チームは、主審の指示によって礼をして試合場に入り、試合開始位置まで移動する。
 - c) 主審は、指を伸ばし、掌を前方にして腕を伸ばし、選手に上席を向くように指示をしてから「礼」と号令をかけ、両チームの全ての試合者が同時に礼をする。この時、主審は礼をしない。
 - d) 主審は腕を前方に伸ばし、「お互いに向き合わせる」意味を込めて、掌を向かい合わせる。両チームは、再度向かい合って、主審の「礼」の号令と共に礼をする。
 - e) 礼法が終わり次第、両チームの全試合者は入場してきた時と同じ場所から退場する。試合場の外枠中央に各チームの最初の試合者が待機する。各試合で、試合者は個人戦と同じ礼法を行う。
 - f) 最後の対戦が終わった時点で引き分けのとき、審判員は選手たちに上記a)とb)の要領で並ぶように促し、延長戦のための抽選を待つ。抽選が行われたら、該当する選手たちはゴールデンスコアのために試合場に残り、他の者は畳を降りる。
 - g) 各団体戦の最終試合が終わった後、主審はa)とb)に記載されている手順で両チームに指示を出し、勝利チームを示す。礼法については、開始時と反対の順番に行われ、最初にお互いに礼をし、その後、上席に向かって礼をする。
2. 試合者は、試合場内に入るとき、出るときに、自主的に礼をしてよい。ただし、この礼は強制されるものではない。
- 試合場に入る際、両選手は試合場に同時に入るべきである。
- 試合者は、試合が始まる際に握手をしてはいけない。
3. 試合者は、各々の側の試合場内の外枠の中央（安全地帯の上）に進み（主審の位置から見て、白柔道衣の選手が右側、青柔道衣の選手が左側）、そこに待機する。主審の合図で、試合者はその前方のそれぞれの開始位置（開始位置のない場合は通常開始位置付近）へ進み、同時に互いの礼を行い、左足から一歩前に出る。
- 試合が終了し、主審が勝者を示したら、試合者は同時に右足から一歩下がり互いに礼をする。
- 試合者が礼をしなかった場合、もしくは正しくない礼法を行った場合、主審は試合者に正しい礼をするように指示をする。正しい礼法を実行することは非常に重要である。
4. 主審が「はじめ」を宣告した時、試合は常に立ち姿勢から始めなければならない。その際、選手は帯を腰骨の上部で固く締め、柔道衣を正しく着用していなければならない。それから、主審は「はじめ」を宣告する。
- 試合中、選手は「待て」と「はじめ」の間に素早く柔道衣の乱れを直さなければならない。
5. 登録されている医師は、第20条に規定されていることが発生した場合、もしくはその様な結果になった場合、主審に試合を止めるよう、要請することができる。

6. 何か物体が畳に落ちた場合、それは主審にとって拾い上げ、回収をされなければならない。
主審は、物体の内容によっては、必要に応じて IJF スーパーバイザー（※1）と対応について共に検討する。
7. 講道館が柔道技として分類している技の中で、全ての年齢カテゴリーで認められる技がある。
シニアとジュニアの大会では許可されている講道館分類の技であっても、カデ大会では罰則を受けることがある（第18条を参照）。
講道館で柔道技に分類されている技の中で、IJF 大会では認められていない技がある。（河津掛、蟹挟、胴絞、足絨 第18条を参照）

第10条 立技から寝技への移行（A） 寝技から立技への移行（B）

立技から寝技への移行は、取または受が投げる意思のある攻撃または返し技をし、抑え込み技、絞技または関節技に持ち込もうとするときは認められる。

両者が立ち姿勢で、（以下の写真 10.1 ～ 10.5 にあるいずれの）寝技ポジションではない場合、立技と見なされる。

投技の最後の場面で（投げの効力が及ばない範囲で）、帯より下を持つことは許される。

仮に投技が止まった場合、（受が寝姿勢の場合は）帯より下を掴む行為は寝技の行為とみなされる。

外巻込のような技を施し、技の終わりの部分で帯より下を握り、継続的に後袈裟固や裏固などの技に入ることは許される。

両選手の両膝が畳についている場合（写真 10.1）



両選手に一切の接触がなく、それ以上の継続性がない場合は「待て」が宣告される。（写真 10.2）



腹ばいになった場合、青の選手は寝姿勢とみなされる（写真 10.3）



立ち姿勢の選手（写真：白）が組み手を制御している場合、膝をついている選手（写真：青）も依然立ち姿勢の状態であるとみなし、投技の規程が適用される。

ただし、白が直ちに攻撃しなかった場合、主審は「待て」を宣告する。膝をついている選手（写真：青）は、投げられるのを防ぐために白の脚を掴む（その他脚取りに該当する行為）ことはできない。もし、そのような行為を行った場合は「指導」が与えられる。（写真 10.4）



仮に、青の選手が両肘と両膝を畳についた場合、白の選手は投技を施すことができるが、それは寝技としてみなされスコアは与えられない。（写真 10.5）



膝をついている選手（青）は、（白の）投技を防ぐために手や腕を使って脚を掴むことはできない。そのような行為を行った場合は、指導が与えられる。



写真 10.6

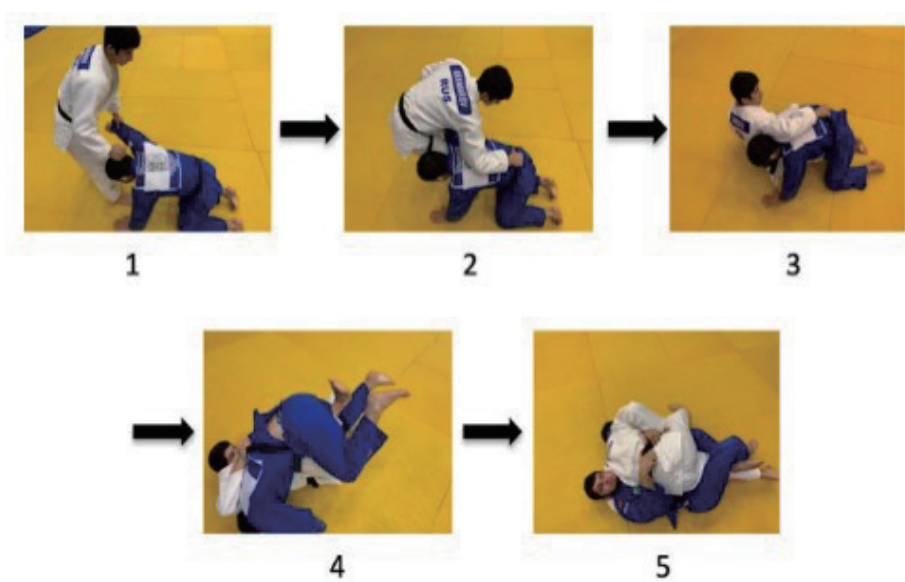


写真 10.7

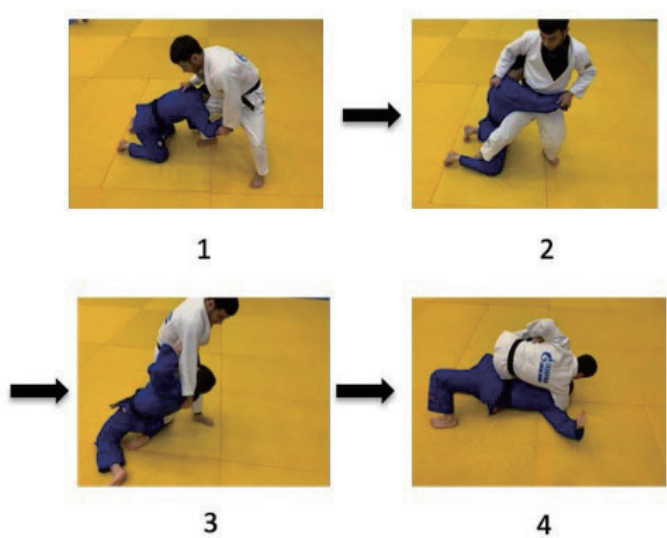


写真 10.8

A1 試合者は、本条項に記載されている状況のうち、一つでも該当した場合、立技から寝技へ転じることができる。ただし、施された技に継続性がない場合は、主審は「待て」を宣告し、両試合者に立ち姿勢から始めるよう指示する。

A2 立技から寝技への移行が許される状況。

a) 一方の試合者が畳に倒れた時にスコアがない、もしくは「有効」「技あり」だった場合、動きが止まることなく、継続性をもって寝技の攻撃を行った場合それは（寝技への移行として）認められる。

例：以下の写真のように、取は投げる意思のある捨身技を施した後、寝技に移行することが出来る。

(写真 10.9-11)



例：投げる意思のある投技もしくは返し技が施された後、以下のような体勢において取は投技を施すこともできるし、寝技（関節技、絞技、抑え込み技）にも移行できる。

(写真 10.12-14)



b) 前各号に該当しない他の何らかの理由で一方の試合者が倒れるか倒れなかった場合、他方の試合者がその体勢を利用して寝技に転じて攻める場合。

A2 例外

一方の試合者が、上記の規定によらないで相手を寝技に引き込み、相手がこれに応じて寝技を続けようとしなないときは、主審は「待て」と宣告し、第18に違反した試合者に「指導」を与える。試合者の一方が、相手を寝技に引き込み、相手がこれに応じて寝技を続けようとしたときは、寝技は継続される。

B1 組み手のあるなしにかかわらず、両選手にとって危険な状況でない場合、寝技から立技に移行することができる。両選手が立ちあがった時点で、体勢に関わらず試合を継続することが出来る。

寝技の場合、肩三角グリップを施しても良い（写真 10.15）。

肩三角グリップの状態から寝技から立技に移行した場合、または立技で直接肩三角グリップになった場合、出来るだけ直ちに「待て」を宣告する。（写真 10.16）



写真 10.15-16

第 11 条 「待て」の適用

1. 本条項に記載されている状況に該当する場合、主審は、試合を一時止めるために「待て」と宣告する。主審は、試合を再開するために、「始め」と宣告する。

以下の場合、「待て」の宣告後、試合者はすばやく試合開始時の位置に戻らなければならない。

- ・主審が場外による「指導」を与える場合
- ・主審が 3 回目の「指導」（反則負け）を与える場合
- ・主審が試合者の柔道衣の乱れを直させる場合
- ・主審が試合者の髪の毛の乱れを直させる場合
- ・試合者が医療的処置を必要と主審が判断した場合
- ・選手が危険な状況と主審が判断した場合

主審が「待て」を宣告したとき、試合者に「待て」の宣告が伝わらず試合が続くことがないように、また他に何らかの行為が行われることがないように、主審は常に試合者を視野に入れておく必要がある。

2. 主審が「待て」を宣告する状況

- a) 試合場内から継続性のある技が施されることなく両試合者が完全に試合場外に出たとき。
- b) 試合者の一方又は双方が第 18 条に記載されている禁止事項に該当したとき。
- c) 試合者の一方又は双方が負傷又は発病したとき。第 20 条に記載されている事案が発生した場合は、主審は「待て」を宣告した後、当該条項内に記載されている必要な医療行為を行うために医師を要請する。医師の要請は、試合者が医師を要請したとき又は深刻な負傷のため審判員が医師を必要と判断したときに行われる。軽微な怪我の場合、医療処置は場外で行われる。試合者は近くの場外もしくはメディカル席の近くへ移動する。選手には、試合を担当していない審判員が帯同する。
- d) 試合者の一方又は双方に柔道衣の乱れ、髪の毛の乱れを直させるとき。
- e) 寝技において、明らかに進展がないとき。
- f) 一方の試合者が相手に背中から絡みつかれ、うつ伏せの状態から半分立ち上がる、もし

- くは立ち上がり、畳から両手が離れ、相手がそれ以上技を進展させることが出来ないとき。
- g) 試合者が立技の状態から関節技または絞技を行った。主審は「待て」を宣告し、「指導」を与える。
 - h) 試合者の一方が、暴力的行為またはレスリング技（柔道に基づかない技）の準備動作を開始した、または行ったとき。主審は直ちに「待て」を宣告し、その動作を止め、当該行為を最後まで行わせない。
 - i) 寝技において取が、抑え込み技・絞技・関節技を、受の脚を伸展させることで施したとき。主審は直ちに「待て」を宣告し、「指導」を与える。
 - j) 立技において、試合者が安全地帯内の2m 地点に到達したとき。
 - k) その他、主審が必要と認めたとき。

3. 主審が「待て」を宣告するべきではない状況

- a) 選手が場外に出た場合、（動きに継続があり）場内外のラインから2メートル以内で危険と思われる状態ではない場合。
- b) 場内で施された技が継続性をもって続いていく中で両試合者が場外へ出た時に、選手が場内外のラインから2メートル以内にいる場合。
- c) 主審は、抑え込み技、絞技、関節技などから逃れた試合者に休息が必要と見受けられても、またその試合者が休息を要求しても、「待て」を宣告してはならない。

以下の場合、 「待て」を宣告する場面ではない（写真 11.1-11.2）



写真 11.1



写真 11.2

動作が試合場内から始まった場合、「待て」を宣告するべきではない。(写真 11.3-11.4)



写真 11.3

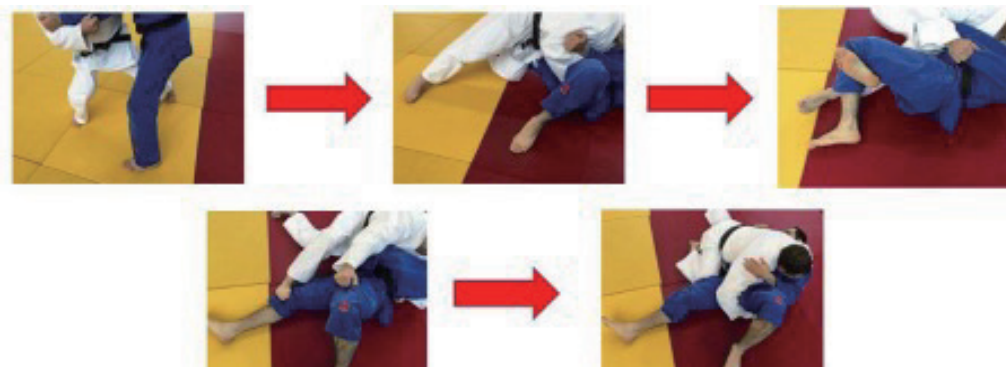


写真 11.4

第 12 条 「そのまま」

1. 「そのまま」は、寝技においてのみ適用される。
2. 主審が試合者の位置を変えずに試合を一時止めたいと思ったときは、第 4 条 7 項にある動作をしながら「そのまま」と宣告する。主審が「そのまま」と宣告したときは、試合者の位置や組み方に変化がないことに注意しなければならない。
3. 試合を再開する時、主審は第 4 条にある動作と共に「よし」を宣告する。

第 13 条 試合の終了

1. 規定試合時間（4 分）においては、以下により試合の勝者が決まる：

- ・技による得点（「有効」、「技あり」、または「一本」）
- ・直接的「反則負け」
- ・累積的「反則負け」
- ・「不戦勝ち」
- ・「棄権勝ち」

「指導」は、相手のスコアとはならない

主審は、本条項に記載されている状況となったとき、「それまで」と宣告し、試合を終了させる。

「それまで」と宣告した時、主審は、試合者がその宣告に気付かずに試合を続けることのないよう、常に試合者を視野に入れておく。主審は、必要に応じて、試合結果を示す前に、試合者に柔道衣を直させるべきである。

主審が第 4 条に記載されている動作によって試合結果を示した後、試合者はそれぞれ一歩下がり、礼をした後、試合場横の定められた安全地帯から退場する。

試合者が試合場から退場する際、柔道衣を正しく着用していなければならない。試合場内では柔道衣を脱ぐ、あるいは帯を解いてはならない。

主審が誤って違う試合者に勝ちを示したとき、IJF 審判理事ならびにスーパーバイザー（※1）が介入し、主審が試合場を離れる前に、主審に訂正させなければならない。

IJF 理事ならびにスーパーバイザー（※1）によって合意を受けた全ての動作や判定は最終的なものであり抗議は許されない。

IJF 審判理事または IJF 審判スーパーバイザー（※1）は、試合中のすべてのルールと決定に責任を負う。例外となる状況が発生した場合、決定は IJF 審判理事と IJF 特別委員会によって行われる。

2. 「それまで」を宣告する状況

- a) 試合者の一方が、「一本」又は「技あり、合せて一本」をとったとき。（第 15 条、第 16 条参照）
- b) 「反則負け」のとき。（第 18 条参照）
- c) 「棄権勝ち」のとき。（第 19 と 20 条参照）
- d) 試合時間が終了したとき。
- e) ゴールデンスコアにおいて投技により「有効」「技あり」「一本」を獲得した場合。

3. 主審は以下の内容に基づいて、試合結果を示すものとする。

- a) 試合者の一方が「一本」又は同等のスコアをとったとき、その選手は勝者として宣告される。
- b) 規定の試合時間が終了した時点でスコアが無かった場合、又はスコアが同じである場合、与えられた「指導」の数に関わらずゴールデンスコア方式の延長戦によって決定される。
- c) 通常の試合時間内において、両選手にスコアがない場合、両選手が「有効」または「技あり」、もしくは「有効」と「技あり」が同じ数の状況で、両選手が同時に「一本」を取った場合、試合はゴールデンスコア方式の延長戦に突入する。
- d) 通常の試合時間内において、一方の選手が「技あり」を獲得していて、両選手が同時に「一本」を取った場合、（それらの技は評価せずに）試合はそのまま試合時間終了まで継続して行われる。

4. ゴールデンスコア方式による延長戦

個人戦、団体戦において、試合時間が終了した時に、本条 3 項 b) の状況であった場合、主審は「それまで」を宣告し、試合を一時的に終了させ、試合者は開始位置に戻る。

主審は、得点掲示の準備が出来次第、試合を再開するにあたり「はじめ」を宣告する。元の試合の終了と延長戦（ゴールデンスコア）の開始の間に、休息時間はないものとする。

ゴールデンスコアは時間無制限とし、ゴールデンスコア突入前に与えられたスコアならびに「指導」は、ゴールデンスコアに持ち越され、引き続き得点掲示に表示される。

ゴールデンスコアにおいては、スコア（「有効」、「技あり」か「一本」）又は「反則負け」（直接的又は「指導」の累積 3 回による）、もしくは棄権勝ちによってのみ勝負が決まる。延長戦（ゴールデンスコア方式）において直接的「反則負け」が与えられた場合も、通常の試合における「反則負け」と同様の扱いとなる。

その場合、主審は「それまで」を宣告する。

延長戦（ゴールデンスコア方式）の特別な状況

- a) 一方の試合者が延長戦（ゴールデンスコア方式）を行うことに同意し、もう一方の試合者が辞退する場合、延長戦に同意した試合者が「棄権勝ち」となる。
- b) (延長戦中に) 両選手が同時に「一本」を取った場合、主審は「待て」を宣告し、それらの技を評価せずに試合を継続させる。
- c) 両試合者が同時に直接的「反則負け」を受けた場合には、IJF スーパーバイザー（※1）によって対応が決定される。
- d) (ゴールデンスコア時間内に始まった抑え込み)
ゴールデンスコアで抑え込みが始まった場合、抑え込みが5秒間続いた後、取に有効が与えられ、試合は終了する。主審は「有効、それまで」と宣告する。

5. ケアシステム

IJF 審判理事またはスーパーバイザー（※1）には、試合中のすべてのルールと判定に対して責任がある。

IJF スーパーバイザー（※1）は、IJF 審判理事と協力して、主審がIJF 審判規程に沿わない判定、手順があった場合に介入しなければならない。

IJF スーパーバイザー（※1）とIJF 審判理事がスコア等の変更に同意した場合、介入は躊躇することなく、また時間をかけることなく直ちに行う。

状況が明確でなく、IJF 審判理事とIJF スーパーバイザー（※1）の間で意見が一致しない場合は介入しない（「はじめ」を宣告する）。

ケアシステムは、本条項に定められている場面において、その試合場を担当しているIJF 審判理事、スーパーバイザー（※1）が利用し、審判員に指示を出すために使用される。

以下の状況における試合場での決定を補助するため、ケアシステムを使用して確認する義務が生じる。

- 1. 延長戦を含む全ての試合時間において、試合を決定づけるような判定が下された場合。
- 2. 選手が技を受けたあとに返し技を施し、取（返し技をかける側）が畳に着地する反動（インパクト）を利用して投げることはできない。しかしながら、そのアクションが有効であれば、その後の寝技に移行することはできる。
 - ・ どちらの選手も明らかに動作をコントロールすることなく両選手が同時に着地した場合、双方にスコアを与えない。
 - ・ 着地後のいかなる行為も寝技とみなす。

返し技において、相手の背中を付けるためにひっくり返した技※通称:めくり（ジャンプオーバー）にはスコアは与えない。

正しい返し技とめくりのように相手をひっくり返すだけの行為には明確な違いがあることを理解すること。

主審やIJF 審判理事、スーパーバイザー（※1）以外がケアシステムを使用すること、もしくは使用を要請することは許されない。

コーチは、自身の選手が試合を行った場面の状況確認を、IJF 審判理事もしくはスーパーバイザー（※1）に対して行うことが出来る。それには、柔道衣コントロールの場所に置いてある申請用紙に内容を書き込んだうえで提出すること。

ビデオによる確認は、コーチともう1名の役員（最大2名）のみに許され、予選と決勝ブロックの間にある休憩時間、もしくは決勝ブロック後に行われる。

国内大会の運用については別途定める。

IJF 大会以外で、ケアシステムがない場合は、副審2名を採用し三者多数決の原則に従って判定する。

第14条 「一本」

スコアを与える技は、動きが止まっておらず、技に継続性があり、講道館によって技に分類されているもの、もしくはそれに関連する技（バリエーション）であること。もし、技の途中でアクションが止まった場合、スコアは与えない。投技・返し技・連絡技において、技が途切れることなく、掛け続けられていることが重要である。

投技の評価ポイント

「一本」を与える4つの基準は、スピード、力強さ、背中が着く、着地の終わりまでしっかりとコントロールしていること、である。

1. 技を掛けるか相手が攻撃してくる技を返して、最適な理合い（*）を伴う相応な技術で、仰向けに相手を投げた場合に「一本」が与えられる。柔道の技は、関連する技も含めて（2017年4月1日版で）講道館に分類されている技である必要がある。

明確な柔道の技を使うことなく、試合の中でただひっくり返して体側や背中をつけるという行為はスコアを与えるには十分ではない。

（*）“ikioi” = 力強さとスピードを伴った“勢い”を意味する。“hazumi” = 技術、キレ、リズムを伴った巧みさを“はずみ”という。

ローリングに関しては、（背中の一部が）着地してから中断せずに背中が着いた場合にのみ「一本」を与える。（写真14.1）受が着地する角度によりスコアの評価が変わるが、以下の図のように転がり背中を着いた場合、「一本」とする（他の基準を満たす場合）。



写真 14.1

2. 故意にブリッジの体勢で着地した場合、全て「一本」とする。

投げられた試合者が、故意に「ブリッジ（頭と片足もしくは両足が畳についている状態）」をした場合、全て「一本」とする。（写真 14.2-14.3）



写真 14.2 14.3

これは、試合者の安全を考慮したもので、これにより試合者は相手の技から頸椎を危険にさらすような逃げ方をしなくなる。

投技によって、受の体が取の体の上に着地し、受の体全体が畳に接地していない場合、ブリッジのような体勢（頭と片足、もしくは両足が畳に接地）になった場合を含め、スコアも罰則も与えない。

固技の評価ポイント

- a) 試合者の一方が、相手を抑え込み、「抑え込み」の宣告の後、20 秒間逃げることはできなかったとき。
- b) 通常、抑え込み技、絞技、関節技の結果として、試合者が手又は足で2度以上叩くか、又は「参った」と言ったとき。
- c) 試合者の一方が、抑え込み技、絞技あるいは関節技によって、戦意を喪失したとき。
試合者の一方が「反則負け」となったときは、他方の試合者が「一本」と同等の勝者となる。

特別な状況

- a) 試合者双方が、同時に攻撃をした後、畳に倒れ、主審がどちらの技が優位か判断できないときは、どちらにもスコアを与えない。
- b) 双方の試合者が同時に「一本」を取った場合は、主審は第13条4bに沿って対応する。

第15条 「技あり」「有効」

「技あり」

スコアを与えるアクションとしては、技が止まることなく、技に継続性があること。技が途中で止まった場合にはスコアは与えない。

立技の評価ポイント

主審は施された技が次の基準に相当すると判断したときは、「技あり」と宣告する。

- ・「技あり」の基準は、肩を軸にして体側全体が90度より背中側に倒れているが背中全体が接地していない場合。
- ・肘が外側に位置していても、体側全体が（90度より背中側に）接地している場合はスコアをあたえる。（接地が）これらの範囲以外の場合は、「有効」もしくは、スコアは与えられない。
- ・「一本」の4つの評価基準（スピード、力強さ、背中が着く、着地の終わりまでしっかりとコントロールしている）全てを満たしていない場合、「技あり」が与えられる。



写真 15.1

寝技における「技あり」の評価

抑え込み技において、主審が「抑え込み」を宣告してから10秒以上20秒未満（10～19秒）継続した場合、「技あり」が与えられる。

「有効」

立技における「有効」の定義：

- ・体側での着地（90度）、またはそれより前側（腹側寄り）への着地。
- ・背中の上部での着地。
- ・肩軸上で体側に着地し、かつ片肘または片手が畳に接地した場合。
- ・両尻で着地した場合（前側に近い90度、または後側に90度以上）。この場合、有効を与え、指導は与えない。
- ・片尻での着地（片肘・両肘、または片腕・両腕が畳に触れていても触れていなくてもよい）。
- ・首での着地。

なお、体側への着地（前側へ90度以上）に至る前に、腹部前面、両股関節前面、または両膝が先に畳に触れた場合は、「有効」は与えない。

寝技における「有効」の評価

抑え込み技において、主審が「抑え込み」を宣告してから5秒以上10秒未満（5～9秒）継続した場合、「有効」が与えられる。

「有効」は（1、2、3…）のように数として記録されるが、「技あり」には加算されない。

これらの着地（写真 15.2～15.16）は、取に「有効」を与え、受には「指導」を与えない。

a) 体側での着地 (90 度)、またはそれより前側への着地 : 「有効」



写真 15.2 ~ 15.3

b) 腹部前面が畳に接地している場合 : 「有効」なし

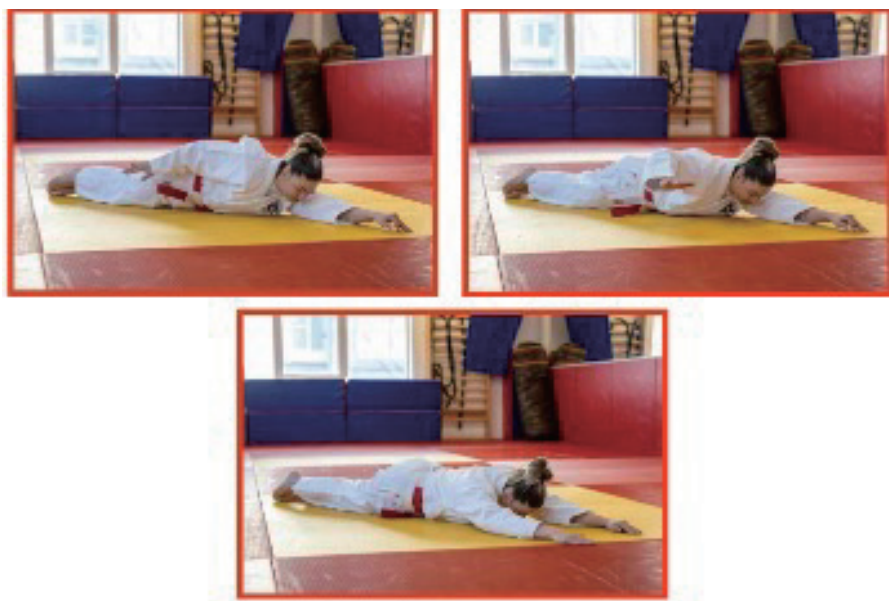


写真 15.4 ~ 15.6

c) 両膝 (前面) が畳に接地している場合 : 「有効」なし

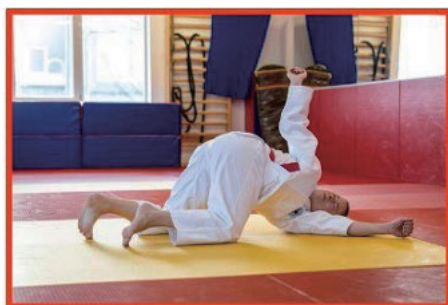


写真 15.7

d) 背中の上部での着地：「有効」

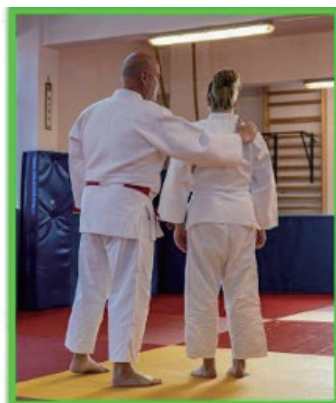
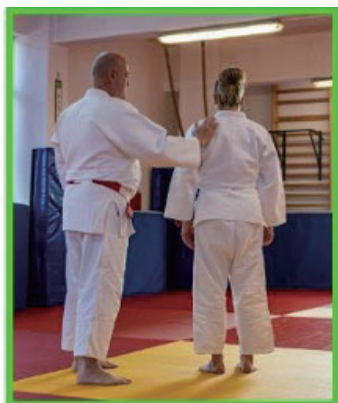


写真 15.8 ～ 15.9

e) 首での着地：「有効」

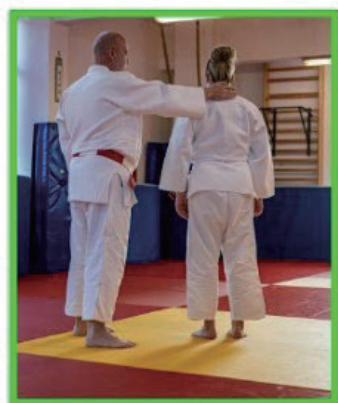


写真 15.10

f) 肩軸上で体側に着地し、かつ片肘が畳に接地した場合：「有効」



写真 15.11

g) 肩軸上で体側に着地し、かつ片手が畳に接地した場合：「有効」



写真 15.12 ～ 15.13

h) 片尻での着地（肘および／または腕が畳に触れていても触れていなくてもよい）：「有効」



写真 15.14 ～ 15.16

第 16 条 「技あり、合せて一本」

試合者の一方が、1 つの試合で 2 回目の「技あり」を取ったとき、主審は、「技あり、合せて一本」と宣告する。

第 17 条 「抑え込み」

主審は、試合者が、講道館で抑え込み技に分類されている技、もしくはそれに関連する技（バリエーション）で抑え込まれた場合に「抑え込み」を宣告する。

- ・横側、頭上、身体の上から相手にコントロールされている。
- ・畳に背中全て、もしくは上半身の背中上部（肩甲骨部分）が完全についている状態。

抑えている試合者は、相手の脚で自分の脚又は身体を上からでも下からでも制せられていない。

主審が「抑え込み」を宣告した後に、以下の形（写真 17.1-17.2）になった場合、主審は「解けた」を宣告すること。



写真 17.1-17.2

抑え込んでいる試合者の身体は相手の身体に覆いかぶさり、相手の身体が自身の身体の下に位置していること。

抑え込んでいる試合者は、「袈裟」、「四方」又は「裏」の体勢、すなわち「袈裟固」、「上四方固」あるいは「裏固」、「三角固」のような形で相手の上半身に圧力をかけなければならない。

試合者の一方が、相手を「抑え込み」で制していて、他の抑え込み技に変化しても、完全に制している限り、その「抑え込み」の時間は「一本」（又は同等のもの）が宣告されるか、「解けた」又は「待て」の宣告があるまで継続しているものとする。

「抑え込み」が施されているとき、抑え込んでいる試合者が罰則（指導）に値する禁止事項を犯した場合、主審は「待て」と宣告し、双方の試合者を試合開始時の位置に戻す。

- ・抑え込み時間が5秒未満の場合、罰則（指導）を与え、「はじめ」を宣告して試合を再開する
- ・抑え込み時間が5秒以上10秒未満の場合、罰則（指導）とスコア（有効）を宣告する
- ・抑え込み時間が10秒以上20秒未満の場合、罰則（指導）とスコア（技あり）を宣告する
宣告をした後、「はじめ」を宣告して試合を再開する。

「抑え込み」が施されているとき、不利な立場にある試合者が罰則に値する禁止事項を犯した時、主審は試合を中断することなく受を指さし、直接罰則を与えることが出来る。

状況が許す場合、取の積極的な動きを妨げないために、主審は「そのまま」を宣告して試合を中断することなく、受を指差して直接罰則を与えることが出来る。

ただし、取か受のどちらかに与えられる罰則が「反則負け」（3回目の「指導」）のときは、主審は「そのまま」を宣告の後、IJF 審判理事ならびにスーパーバイザー（※1）と合議し、「待て」を宣告する。その後、双方の試合者を試合開始時の位置に戻し、「反則負け」を宣告する。そして「それまで」の宣告で試合を終了する。

「抑え込み」に入っているが、主審が「抑え込み」を宣告していないとき、IJF 審判理事ならびにスーパーバイザー（※1）はそれを主審に伝え、主審は直ちに「抑え込み」を宣告しなければならない。

IJF スーパーバイザー（※1）／審判員会は、ケアシステムを使って抑え込み時間の正確な時間を確認し、その結果と判定を主審に伝えることが出来る。

主審が「抑え込み」を宣告したあと、抑え込まれている試合者の背中が畳についていない状態になっても（例えば、「ブリッジ」）、抑え込んでいる試合者が制しているときは、「抑え込み」は継続しているとみなし、主審は「解けた」を宣告してはいけない。

受が（安全地帯を含む）試合場の中で危険地帯より2メートル以内の場外において抑え込み

から逃げたとき。

- ・(逃れた後) 取と受のどちらかによる抑え込み技、絞技、関節技の継続した攻撃が直ちになされなければ、主審は「待て」を宣告しなければならない。その後、抑え込みのスコアが与えられる場合はスコアを宣告する
- ・(逃れた後) 取と受のどちらかによる抑え込み技、絞技、関節技の継続した攻撃が直ちになされた場合、主審は「解けた」を宣告しなければならない。抑え込みのスコアが与えられる場合については、全てのアクションが終わってからスコアを与えること
- ・場外において抑え込みの状態で安全地帯を超えた場合、主審は「一本、それまで」を宣告する。
※大会申し合わせ事項による

以下の状態は、抑え込みと認めない。(写真 17.3-17.4)

主審は、これ以上、技の進展がない場合は「待て」を宣告すること。



写真 17.3-17.4

以下の状態 (写真 17.5-17.7) は、抑え込みと認めない。主審は、直ちに「待て」を宣告すること。



写真 17.5-17.7

抑え込みにおいて、(相手の首を抱える場合) 相手の少なくとも片方の腕をコントロール (一緒に抱える) しなければならず、首や頭だけを固めることは許されない。寝技において、腕を使って相手の首をコントロールする場合、相手の腕が (首と一緒に) 内側にはない場合は「待て」を宣告すること。脚を使って相手の首をコントロールする場合、相手の腕が (首と一緒に) 内側にはない場合は「待て」、「指導」を宣告すること

第 18 条 禁止事項と罰則

禁止事項に対する罰則は以下に分類される。

- ・「指導」 2 回目の「指導」が与えられ、3 回目の「指導」が与えられる場合「反則負け」となる。
その選手は失格となるが、その後、(敗者復活戦等) 試合があれば出場することが出来る。
- ・直接的「反則負け」には出場できる場合とできない場合がある。

※第18条第2項

1回目、もしくは2回目の「指導」では試合は決着せず、3回目が与えられると「反則負け」として決着する。

審判員は、柔道に最善の利益をもたらすべく、選手が故意に行った行為や状況に対して罰則を与える権限を持つ。

主審が、試合者に対して罰則を与える場合（寝技において「そのまま」を宣告する場合を除き）、「待て」を宣告し、試合を一時的に中断し、選手を開始位置に戻し（第11条）、違反行為を行った選手を指さし罰則を与える。

選手は、ネガティブな形で意図的に審判に触れることは許されていない。そのような場合、IJF 特別委員会によって状況の確認と（処分の）結果を決定する。

第18条第1項「指導」（軽微な罰則）

試合時間内に、選手が積極性に欠ける場合や違反とされる動き、重大な危険を伴わない行為、柔道衣の乱れ、髪（の結び直し）などの場合に与えられる。

試合の中で、2回の「指導」が与えられた後、3回目は「反則負け」となる。3回目の「指導」で「反則負け」となった選手は、その後、（敗者復活戦等）試合があれば出場することが出来る。

「指導」は、相手のポイントに反映されない。（試合を決するポイントとしては）テクニカルスコアのみが得点掲示板に表示される。

試合両者が同時に違反行為を行った場合、それぞれの試合者に違反内容に沿った罰則が与えられる。

両試合者が「指導」2回を受けており、その後、両者に「指導」が与えられる場合は両者ともに「反則負け」が宣告される。

「指導」とされる行為であっても、その行為が明らかにスポーツ精神やフェアプレイ精神に反したものであれば、「反則負け」が与えられる（例：一方の選手が相手を投げるために1回より多く相手の足を踏みつける、もしくは指を絡めブロックすることで組み手を避ける、抑え込まれている選手が逃げるために乱暴に抑え込んでいる選手の顔を押すなど）。

寝技における罰則は、第17条に記載されている方法で与えられるものとする。

スコアと罰則

- a) 青の選手が「指導」を与えられる行為を行い、白の選手が「一本」相当の技で投げた場合、白の選手に「一本」が与えられ、試合は終了となる（「指導」は与えない）。
- b) 白の選手が「技あり」を獲得した後、青の選手が「指導」を与えられる行為を行い、白の選手が「技あり」相当の技で投げた場合、白の選手に「技あり、合せて一本」が与えられ、試合は終了となる（「指導」は与えない）。
- c) 白の選手が「技あり」がない中で、青の選手が「指導」を与えられる行為を行い、白の選手が「技あり」相当の技で投げた場合、白の選手に「技あり」が与えられ、青の選手には「指導」が与えられる。
- d) 青の選手が「指導」を与えられる行為を行い、白の選手が「有効」相当の技で投げた場合、白の選手に「有効」が与えられ、青の選手には「指導」が与えられる。

寝技への継続

青の選手が「指導」を与えられる行為を行い白の選手を投げたが、主審は白の選手が寝技で有利な間は寝技を行うことを許す。寝技において、青の選手が有利になった時点で、主審は「待て」を宣告し青の選手に「指導」を与える。

主審が罰則を与えるときは、罰則に対する理由を簡単な動作で示さなければならない。

試合時間中に行われた禁止事項に対して、又は特別な状況において、試合終了の合図の後に行なわれた重大な違反行為に対し、「それまで」の宣告後でも罰則を与えることができる。この場合、主審はIJF 審判理事ならびにスーパーバイザー（※1）に確認後、それに従い罰則を与えること。

第18条第1項1 消極的姿勢による「指導」

1. 戦う精神に反して消極的な姿勢の試合者には「指導」が与えられる（立技において組んだ後に、極端な防御姿勢をとる、攻撃の意思がない、消極的な態度である、など）。
2. 攻撃しているような印象を与えるが、明らかに相手を投げる意思のない攻撃を行う（偽装的攻撃）。

偽装攻撃には「指導」が与えられる。偽装攻撃の定義とは以下の通りである。

- ・ 取が投げる意思のない技を施す。
 - ・ 取が、組んでない状態で技を施す。もしくは技を施してすぐに手を離す。
 - ・ 取が、（明らかな）偽装攻撃を1回行う、もしくは受のバランスを崩すことなく技を繰り返し施す。
 - ・ 取が、受の両脚の間に脚を入れて、攻撃の可能性を防ぐ。
 - ・ 取が、現実的に投げる可能性がない技を施す。
3. 試合者の一方が、相手を寝技に引き込み、相手が寝技を続けようとしないうちに、主審は「待て」と宣告し、第10条に違反した試合者に「指導」を与える。
 4. 組み合った後に攻撃の動作を行わないとき。技を施す準備に時間がかかることもあることから、組み合ってから技を施すまでに積極性と進展が認められる限り45秒まで認める。主審は早急に組み合わない、もしくは相手に組ませようとしないうちに試合者には厳しく罰則を与える。
 5. 場内において、投げる意思のある技を施すことなく以下の行為を行う。（第5条「例外」参照）
 - ・ 立ち技において、故意に場外に出ること
注意：立ち技において、少なくとも白か青のどちらかの選手の片足が場内にある限り、両選手は場内にいるとみなされる。
 - ・ 寝技において、故意に場外に出ること
注意：寝技において、少なくとも白か青のどちらかの選手の体の一部が場内にある限り、両選手は場内にいるとみなされる。ただし、白もしくは青の選手より、場内で始まった抑え込み技、絞技、関節技については例外とする。
 - 5a. 立ち姿勢においても、寝姿勢においても、（場内で始まった）攻撃については認められる。

第18条第1項2 違反行為による指導

6. 相手の顔面に、直接手又は腕、足又は脚をかける。「顔面」とは、額、耳、あごの線から前の範囲を意味する。

7. 相手に攻撃させないことを目的に故意に組み合わない。

「標準的」組み方とは、左手で相手の柔道衣の右側部より、すなわち袖、襟、胸部、肩の上部、背部を、右手で相手の柔道衣の左側部より、すなわち袖、襟、胸部、肩の上部、背部を握ることである。いずれにおいても帯より上を握ること。

より投げる機会を与え、柔道を魅力的にするために、標準的でない組み手もゆるされる。両襟、片側（ワンサイド）、クロスグリップ、帯、ポケットグリップ、ピストルグリップは選手が積極的に技を施そうとしている間は許される。選手が積極的であれば、攻撃を行うための時間が与えられる。

同じ組み手（もしくは両襟を持って）、片手、もしくは両手で相手を強制的に押さえつけて腰が曲がった状態にさせ、防御姿勢、消極的な姿勢、ブロック姿勢にした場合、（押さえつけている選手に）「指導」が与えられる。

写真 18.1 から 18.14 を参照すること。



写真 18.1 - 18.2



写真 18.3-18.6



写真 18.7-18.9



写真 18.10-18.12



写真 18.13-18.14

8. すべての上衣の組み手や、帯の下から内腿最上部（両足のつけ根の水平のライン）までの組み手は許されるが、上衣の組み手や帯の下から内腿最上部までの組み手で消極的な姿勢があった場合には「指導」が与えられる。

手や腕で脚を引っ掛ける行為、脚取り、下穿きを掴む行為、内腿最上部より下の脚に触れる行為は禁じられており、「指導」が与えられる。

9. 相手の腕の下から首を抜き（ダッキング）、直ちに攻撃を行わない場合。

10. 片脚を相手の脚の間に入れて引っ掛けるだけで、直ちに投技を施さない場合「指導」が与えられる。

11. 立ち姿勢において、防御目的で相手の袖口を握り続ける、もしくは袖口を捻り絞って握る。

12. 立ち姿勢において、攻撃されることを避けるために、相手と片手又は両手の指を組み合わせる姿勢を続ける。もしくは、組み手や攻撃を避ける目的だけのために相手の手首もしくは腕を持つ。

13. 上衣や下穿きの内側を掴む行為。

立技において、受と取の双方ともに、上衣の袖の内側を掴んでもよい。

立技において、受と取の双方ともに、下穿きの裾の内側を掴んではいけない。掴んだ場合は、「指導」が与えられる。

寝技において、受と取の双方ともに、上衣の袖の内側を掴んでもよい。

寝技において、受と取の双方ともに、下穿きの裾の内側を掴んでもよい。

14. 組み手を切るために、相手の指を逆にとる。

15. 組み手を切る場合。

a) 片手または両手で組み手を切っても、最低1つの組み手を保持している場合は認められる。

b) 片手で組み手を切り、その後に組み手を保持しないことは認められる。

【例】

1. 片手で組み手を切り、その後に組み手を保持しない：認められる

写真 18.15-18.21

1.1



写真 18.15 ～ 18.16

1.2

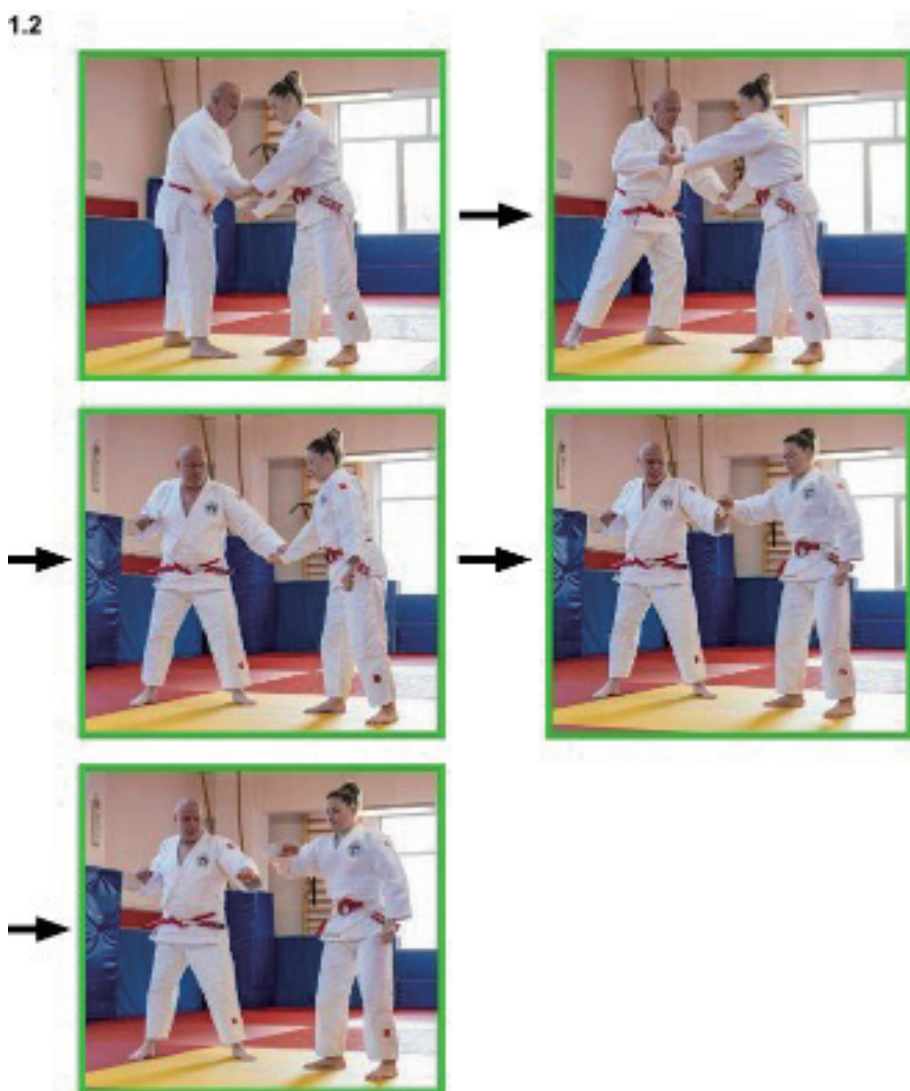


写真 18.17 ～ 18.21

- c) 両手で組み手を切り、その後に組み手を保持しない場合は「指導」。
- d) 例：青柔道衣の選手が1つ組んでいる状態で、白柔道衣の選手が両手でその組み手を切る場合、白は少なくとも片手で1つ以上の組み手を保持しなければならない。したがって、青が1つ組んでいる状況で、白が両手で切った後、白は少なくとも1つの組み手を保持している必要がある。切った後に白が一切組み手を持っていない場合は「指導」とする。(写真 18.15 ～ 18.16 参照)

【例】

2. 両手で組み手を切る



写真 18.22 ～ 18.25

16. 膝または脚を用いて相手の組み手を切ること。(写真 18.26 ～ 18.27)



写真 18.26 ～ 18.27

17. 組み手を防ぐ目的で、柔道衣上衣の襟の上部を覆うこと。(写真 18.28)



写真 18.28

18. 相手の手をブロックする。



写真 18.29-18.30

19. (立ち姿勢において) 脚を掴む行為、下穿きを掴む行為、手や腕を使って相手の脚をブロックもしくは押す行為。立ち姿勢の動きが終わり、両選手が明らかに寝技に移行した場合は脚を掴んでもよい。(写真 18.31-18.36)

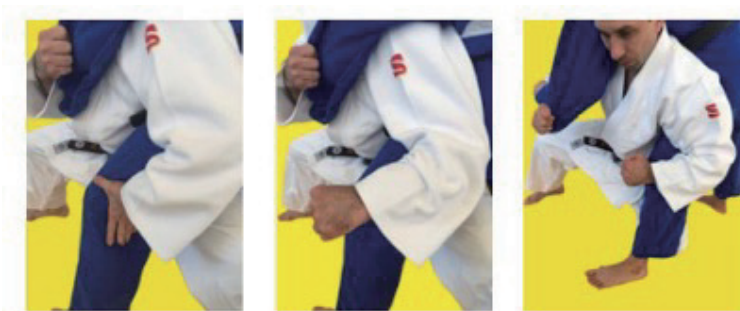


写真 18.31-18.33



写真 18.34-36

以下の場合、「指導」は与えられない（足に触れている腕が組んでいるため）

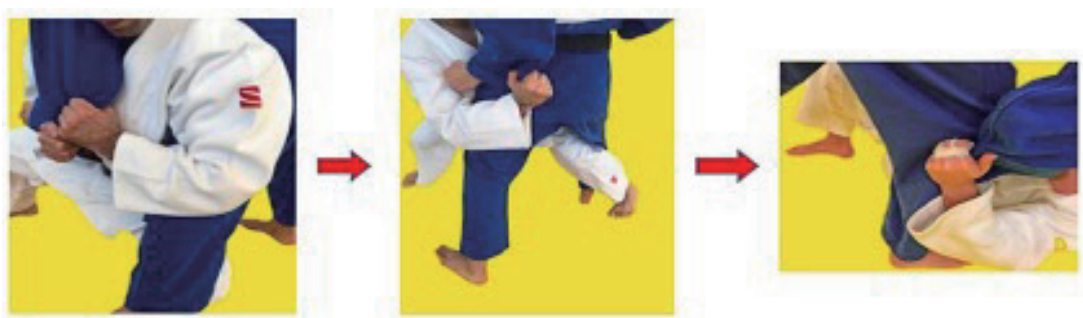


写真 18.37

以下の場合、立ち姿勢である取は、受は寝技ポジションのため、絞技もしくは関節技を施すことが出来る

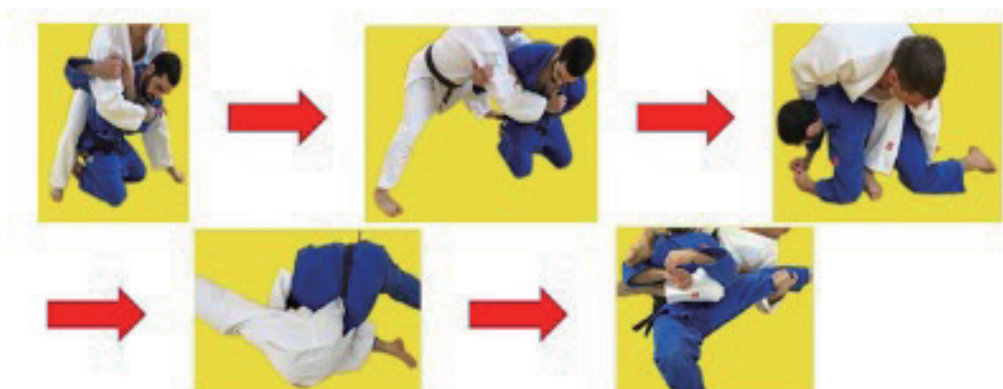


写真 18.38

20. 帯の端や上衣の裾を、相手の身体に巻きつける。「巻きつける」という動作は、帯又は上衣が完全に1周していることを意味する。しかし（巻きつけることなく）相手の腕を固定するために握りのつなぎ止めとして帯や上衣を使うことは、反則としない。
21. 柔道衣を口にくわえる（自分のものでも相手のものでも）。
22. 相手の帯、もしくは襟に足や脚をかける。
23. 自分や相手の帯、上衣の裾を使った絞技、あるいは直接指で絞技を施す。



写真 18.39

24. 相手の脚を過度に伸展して施す抑え込み技・絞技・関節技は禁止とする。これらの行為が見られた場合、主審は直ちに「待て」を宣告し、「指導」を与える。



写真 18.40

特に注意すべき場面として、取が絞技を施しながら受の脚を過度に伸展することがあげられる。この場合、主審は直ちに「待て」を宣告し、取に「指導」を与える。

25. 立技において、取が両手を合わせて円を作る、もしくは取の手が反対の腕を掴んで円を作った場合、「指導」が与えられる。

立技において、取の手が円を作っていないベアハグについては許される。また、取が片方の手でもう一方の自身の（腕ではなく）袖を掴んだ場合も「指導」は与えない。

取が既に組み手がある状態において、もしくは寝姿勢から立ち姿勢に移行する際に、ベアハグで腕や手で輪っかを作っても「指導」は与えない。

以下のベアハグについては、「指導」は与えない。（写真 18.41-18.47）



写真 18.41



写真 18.42-18.47

26. 絞技（例：取と受が向かい合った状態での両手絞や、取が受の後に位置しての裸絞、三角の状況で脚だけで首を巻いている 等）において、受の腕が入っていない状態で（取の）脚を相手の頭部にもっていき絞技のアシストをした場合「待て」が宣告され、「指導」が与えられる。

27. 組み手を切るために膝や脚を使って相手の手や腕を蹴る、なんの攻撃も施すことなく相手の脚もしくは足首を蹴る行為。

28. 組み手を切る、または組ませない目的で、相手の腕を明確に叩くこと。

29. 柔道の投技を施すことなく立ち姿勢で関節技、絞技を施した場合、もしくは柔道の投技ではあるが相手が怪我をする危険性のある技で受が逃げる余地があり深刻な怪我を負わすような技ではない場合、「指導」が与えられる。第 18 条 2 項 2“ 柔道精神に反する反則負けポイント 3” も参照すること。



写真 18.48-18.49

30. 脚を巻きつける行為は、直ちに攻撃しない場合「指導」が与えられる。



写真 18.50-18.57

31. 立技において肩三角グリップ（肩三角）を用いた投技を行った場合は、「待て」の宣告の有無にかかわらず、負傷リスクが低い場合であっても「指導」とする。第 18.2.2 の 7 項（写真 18.58）も参照すること。



写真 18.58

第18条第1項3 道衣の乱れ、髪の手直し

いかなる選手も柔道衣の手直しや髪の手直しをするために試合の時間を中断することはできない。

柔道上衣、下穿き、帯を正しく着用し、髪をしっかり結んでおくことの責任は各選手にある。選手は、試合場へ入場、退場する際は、柔道衣を正しく着用し、髪も正しく結んだ状態でなければならない。

32. 柔道衣や帯が試合中に乱れた場合、選手は「待て」と「はじめ」の間、もしくは試合の中断中に、早急に着用の乱れを直す義務がある。主審は、「待て」と「はじめ」の間に柔道衣の乱れを直さなかった場合、罰則を与える（罰則は「指導」であり、その「指導」が3回目の場合は「反則負け」を与える）。

また、主審の許可なく、自身の下穿きの紐を結び直した場合は罰則を与える（罰則は「指導」であり、その「指導」が3回目の場合は「反則負け」を与える）。

また、「故意に自身、もしくは相手の柔道衣を乱す行為」「主審の許可なく、帯、もしくは下履きの紐を結び直す」「故意に柔道衣を直すのに時間をかける行為」にも「指導」を与える。



写真 18.59-18.60

主審は、選手の柔道衣や帯に触れてはいけない。主審が選手に触れるのは、例外的な場合（例：「よし」を宣告する場合）や選手の安全にかかわる場合（例：寝技で自身の上衣が頭にかぶさって選手の動きを妨げている場合）のみである。

33. 髪の手直しは、各選手各試合に一度は許される。それ以上に髪の手直しが必要な場合は、「指導」が与えられる（その「指導」が3回目の場合は「反則負け」を与える）。

第 18 条第 1 項 4 カデ大会におけるペナルティ「指導」

34. カデ大会では、取が頭を使って投げることは許されず、その場合は「指導」が与えられる。

35. カデ大会では、受が頭を使って防御することは許されない。この場合、取にはスコアが与えられる場合があり、受には「指導」が与えられる。



写真 18.61-18.67

36. カデ大会では、逆背負投にスコアは与えられず、取には「指導」が与えられる。受が受身を取ることができ、取が制御できる場合の背負投であれば技として認められる（「指導」は与えられない）。取が受から背を向けて、釣り手と引き手を同じ側の襟でひねりながら使用し、受を制御せず、立った状態または不明な方向に落ちる形の背負投技のバリエーションで、受が受身を取る可能性を与えない場合や、受が首を畳につけて倒れる場合は禁止されている。

注意：カデ選手がシニアまたはジュニア大会に参加する場合、該当する年齢カテゴリーのルールに従うこととする（第 20 条参照）。

第 18 条第 1 項 5 遅延行為

寝技後に立ち上がらない、「待て」から「始め」までの間に直ちに開始位置へ戻らない、髪を直すのに時間をかけ過ぎる、柔道衣を直すのに時間をかけ過ぎる、帯を結ぶのに時間をかけ過ぎる、またはこれらを組み合わせることにより、「待て」から「始め」までの時間を浪費した場合、初回は口頭指導とするが、2 回目以降は「指導」を与える。

第 18 条第 2 項「反則負け」(重大な違反)

「反則負け」は、指導の累積によるものと(第 18 条第 1 項参考)、直ちに失格となる直接的な「反則負け」がある。どちらのケースであっても相手には「一本」と同様の勝ちが与えられる。

直接的「反則負け」が与えられた場合、反則行為の内容により、その後(敗者復活戦等)試合があった場合、出場することが出来るか、出来ないかが決められる。

「反則負け」を与える前に、主審は IJF 審判理事ならびにスーパーバイザー(※1)に確認をとらなければならない。

※国内大会においては副審または審判委員の同意を得る

主審が直接的「反則負け」を与えた場合、主審は IJF の手順に沿って所定のフォームに記入のうえ、IJF 審判理事ならびにスーパーバイザー(※1)に通知しなければならない。報告を受けた IJF 審判理事ならびにスーパーバイザー(※1)は、大会運営者にその旨を報告する。

第 18 条第 2 項 1 危険な技による「反則負け」

以下の理由により「反則負け」を受けた選手は、その後の試合に出場することが出来る。

ヘッドダイビングのような技は危険であり、「反則負け」が与えられる。

1. 内股、払腰、背負投、体落、肩車、釣腰などの技を行う際、または試みる際に、頭から前方へ畳に飛び込むように前屈し、前方に倒れ込むことは禁じられる。取の肩や背中に受がいる状態で前方回転をすることも禁止されている。この場合、取は(敗者復活戦や 3 位決定戦などがあった場合)試合に出場することができる(第 18 条 .1.4 ポイント 34 も参照)。

第 18 条第 2 項 2 柔道精神に反する「反則負け」

以下の理由により「反則負け」を受けた選手は、(敗者復活戦や 3 位決定戦などがあった場合)その後の試合に出場することは出来ない。ただし、トーナメントでそこまで勝ち上がった成績は記録として残る。(仮に準々決勝の試合で柔道精神に反する「反則負け」を受けた場合は 7 位)ラウンドロビン(総当たり戦)の場合、残りの試合は全て相手の一本勝ちとなる。

1. 河津掛を施した場合(片方の脚を相手に絡めて、おおよそ相手と同じ方向を向いて、後ろ側に倒す)

投げの動きの中で、投げている試合者が身体をひねったり回転したりしても「河津掛」とみなされ、罰則が与えられる。足又は脚を相手の脚にからんでの大外刈、大内刈、内股のような技は認められ、スコアが与えられる。



写真 18.68-18.69

2. 蟹挟を施す
3. 胴絞を施す
4. 足絨を施す
5. 柔道の投技である、ないにかかわらず、立技において、関節技や絞技を施し、受が逃げる事が出来なく、深刻な怪我を負う危険性がある場合、例えば片手もしくは両手を相手の片手に乗せて倒れ込むなどの行為には「反則負け」が与えられる。違反行為については、第 18 条 1 項 2 (指導) 29 を参照すること。
6. 受が取の後に位置し、取の軸足、もしくは脚を内側から刈った場合。
7. a) 相手、特に相手の首または脊椎を危険にさらす、または負傷させ得るいかなる行為も行うこと。
- b) 立技において肩三角グリップ (肩三角) を用いた投技を行い、「待て」の宣告の有無にかかわらず、相手の首または脊椎への負傷リスクが高い場合は「反則負け」とする。第 18 条 1.2 の 31 項も参照すること。
- c) 寝技において肩三角グリップの状態、両脚で相手の身体をブロックした場合は「反則負け」とする (写真 18.70)。



写真 18.70

- d) 寝技において後三角グリップ (後三角) を用いた場合、「待て」の宣告の有無にかかわらず、相手の首または脊椎への負傷リスクが高いときは「反則負け」とする。

【例】

a) 後三角 → 絞技：認められる



写真 18.71 ～ 18.74

b) 後三角 → 関節技：認められる



写真 18.75 ～ 18.77

c) 後三角の状態で首または脊椎に圧力を加える：認められない（反則負け）



写真 18.78 ～ 18.80

8. 試合者の一方が後ろからからみつき、どちらかの選手が相手の動きをコントロールしている状態で、故意に同体となって後方に倒れる。
9. 背を畳につけている相手を引き上げ、柔道の技を使わないで畳に突き落とす。
10. 主審の指示に従わない。
11. 試合中に、不適切な発声、ジェスチャーを行い、相手や審判員を侮辱するような行為を行う。
12. 硬い物質又は金属の物質を身につけていること（覆われていても、いなくても）。
13. 柔道精神に反する行為があった場合は、試合時間のいかなる時にでも直接的な「反則負け」が与えられる。
（これには、スコアでリードしている選手が試合時間終了間際に組み合わないよう場外に逃げ回るような柔道精神に反する行為も含まれる）

第 18 条第 3 項 両者「反則負け」

両者が同時に「反則負け」を与えられた場合、以下のルールが適用される。

第 18 条第 3 項 1 両者「反則負け」（「指導」の累積による）

両者が同時に 3 回目の「指導」による「反則負け」を受けた場合、両者「反則負け」として（通常の試合時間であっても延長戦であっても）、両者とも敗者となり大会記録は 0-0 となる。その場合の結果は、以下の通りである。

- ・ 決勝戦 両者ともに 2 位
- ・ 3 位決定戦 両者ともに 5 位
- ・ 準決勝戦 両者ともに 5 位
- ・ 準々決勝・敗者復活最終戦 両者ともに 7 位
- ・ 準々決勝戦までの試合（予選） 両者ともに敗者とし、トーナメントで勝ち上がった記録は

残る。オリンピック、世界選手権など個人戦後に団体戦が行われる場合は出場することができる。

- ・それまでの勝利に関連するランキングポイントは与えられる。

ラウンドロビン（総当たり戦）の場合

両選手に同時に3回目の「指導」が与えられた場合、両者ともに敗者となり、その試合における得点は0-0となる。両選手とも、次に試合があれば出場することが出来る。

団体戦において、両選手に同時に3回目の「指導」が与えられた場合、両者ともに敗者となり、その試合における得点は0-0となる。両選手とも、次に試合があれば出場することが出来る。

団体戦の代表戦（ゴールデン方式）について、仮に両選手が3回目の「指導」を（同時に）受けた場合、両者ともに敗者となり、その試合における得点は0-0となる。両者「反則負け」になった階級を含めて、再度抽選を行い、ゴールデンスコア方式で試合を行う。

第18条第3項2 両者「反則負け」（直接的「反則負け」による）

（通常の試合時間であっても、ゴールデンスコアであっても）両者に直接的「反則負け」が同時に与えられた場合、IJF 特別委員会において最終結論をだす。

団体戦で両者に「反則負け」が与えられた場合は、セクション 2.7.1 を参照のこと。

第19条 「不戦勝ち」及び「棄権勝ち」

「不戦勝ち」は、一方の試合者が試合場に現れない場合に、「30秒ルール」を適用した後、もう一方の試合者に与えられる。

試合放棄：一方の試合者が時間通りに準備を整えているが、もう一方の試合者が現れていないことをIJF スポーツ理事（もしくは任命された者）が大会放送係に、その場にいない試合者の最終呼び出しを行うよう要請する。

その後、審判員は、準備ができていない試合者を試合場の端で待機させる。時計で30秒のカウントダウンを始める。

※国内大会においては、3分間ルールを適用する（1分の間隔で3回呼び出し、3回目の呼び出し後に1分経過しても現れなかった場合は「不戦勝ち」とする）

30秒経過後、対戦相手が試合場にいない場合、審判員は準備ができていない試合者を試合場に招き入れ、「不戦勝ち」による勝者であることを示す。

主審は「不戦勝ち」を与える前に、IJF スポーツ理事もしくは任命された者によって、「不戦勝ち」の宣告を行ってよいかの許可を得なければならない。

試合を放棄した試合者については、IJF 特別委員会において敗者復活戦に参加することができるかどうかを決定する。

試合中、いかなる理由であっても選手が試合を棄権した場合には、相手の選手に「棄権勝ち」が与えられる。

選手が、衛生面や髪型、ヘッドカバーについて（E1.3 衛生を参照）、規程に従がうことなく、試合をする権利を放棄した場合、選手がいた場合、相手選手に対して試合が始まっていなければ

ば「不戦勝ち」、試合が始まっていれば「棄権勝ち」が与えられる。

試合者の一方が、試合中にコンタクトレンズを落とし、直ちにそれを装着することができない場合、その試合者がコンタクトレンズなしで試合を続けることができないことを主審に伝え、主審はもう一方の試合者に「棄権勝ち」による勝利を与えるものとする。

第20条 負傷、疾病、事故

この条項における、医師の役割を行う人物についての定義は付録Eに記載されている。

試合者の一方が試合中に負傷、疾病、事故のため、試合続行不可能となった場合、主審は以下の条項に沿って試合結果を決定する。

a) 負傷

1. 負傷の原因が、負傷した試合者自身の責任と認められるときは、負傷した試合者が負けとなる。
2. 負傷の原因が、どちらの試合者の責任とも決めかねるときは、試合を続行できない試合者が負けとなる。
3. 隣接する試合場で試合をしている選手によって怪我を負った場合、負傷した選手は主審に医師の診察を要請する権利を有する。必要に応じて治療を施した後、選手が試合を継続できる場合はそのまま続けることができる。
4. 場外にある器物（LED、広告ボード、カメラマン）によって怪我を負った場合、負傷した選手は主審に医師の診察を要請する権利を有する。必要に応じて治療を施した後、選手が試合を継続できる場合はそのまま続けることができる。

試合中、一方の選手が相手の行為により負傷して、負傷した選手が試合を継続できない場合、審判、IJF 審判理事、スーパーバイザー（※1）はその行為を分析し、規程に沿って判断を下す。

各事案に応じて、それぞれ分析し判断を下すこと。

b) 疾病

試合者の一方が、試合中に発病し、試合続行が不可能となった場合、原則として当該試合者を負けとする。

c) 事故

外的要因（不可抗力）によって起きた事故の場合、主審はIJF 審判理事、スーパーバイザー（※1）ならびにメディカル委員会との合議の後、当該試合を中止又は延期とする。

「不可抗力」の事態においては、IJF スポーツ理事、IJF 審判理事によって最終判断が下される。

医師の診察

- a) 試合者が頭部もしくは背部（脊柱）に強烈な衝撃を受けたとき、又は主審が重大な負傷が起こったと判断したとき、主審は必要に応じて試合場内に医師を呼ぶことが出来る。いずれの場合においても、医師はできるだけ短時間に試合者の診察を行い、主審に試合を続行できるか否かを告げる。

原則として試合者1名に対し、1人の医師が試合場に上がることが認められる。

医師に補助が必要な場合には、医師は先ず主審にその旨を報告しなければならない。

主審は、負傷した試合者のそばで、医師による行為が規程どおりのものであるか確認しなければならない。

コーチが試合場の畳に上がることは絶対に許されない。

ただし、何らかの決定するために意見を述べる必要がある場合には、主審はIJF 審判理事、スーパーバイザー（※1）ならびにメディカル委員会と協議することができる。

医師が負傷した試合者を診察した後、試合続行不可能である旨を主審に告げた場合、主審はIJF 審判理事、スーパーバイザー（※1）ならびにメディカル委員会と合議の上、試合を終了し、相手の選手に「棄権勝ち」を与える。

b) 試合者は主審に医師を呼ぶことを要請できる。ただしこの時点で試合終了とし、相手の試合者に「棄権勝ち」が与えられる。

c) 医師は、担当する試合者に対処するため、試合への介入を要請できる。ただし、この場合、その試合は終了し、相手の試合者に「棄権勝ち」が与えられる。

主審が試合続行不可能と判断した時、いかなる場合であっても、IJF 審判理事、スーパーバイザー（※1）ならびにメディカル委員会と協議のうえ、主審は試合を終了し、規定に則って結果を示さなければならない。

出血を伴う負傷

出血を伴う負傷があった場合、主審は医師を呼び、止血させる。止血は場外で行われ、同試合場に割り振られている審判員が帯同する。

出血をしている間は試合を行うことはできない。

出血を伴う同じ部位の負傷は、部位に関わらず医師による手当てを2回まで受けることができる。3回目の出血の時点で、主審は相手の試合者に「棄権勝ち」を与える。

ただし、IJF 特別委員会はIJF メディカル委員会と協議し、3回以上出血した場合でも止血できる（試合を継続する）ことを決定することが出来る。

軽微な負傷

軽微な負傷については、試合者自身が処置することが認められる。例えば指が脱臼した場合には、主審は「待て」又は「そのまま」を宣告して試合を中断し、脱臼した指を試合者自ら復すことを認める。この行為は直ちに行われなければならない、選手が求めれば場外で医師の処置を受けることが出来、その後も試合を継続することができる。

試合者が同じ指の整復を行うことは2回まで認められる。同じ脱臼を3回目に負った時点で、当該試合者は試合続行が不可能であるとみなされ、主審はIJF メディカル委員会と合議した上で試合を終了し、相手の試合者に「棄権勝ち」を与える。

大会組織委員会の手配した医師、もしくはチーム帯同医師は、審判員の要請により診察することが出来る。

大会組織委員会の手配した医師、もしくはチーム帯同医師は、選手の健康に危害を及ぼすような深刻な状況（例：頭からの危険な着地や絞技による気絶など）が起こった場合、自身の要請により試合場に上がる権利を有する。

医師が、自身が担当する選手の身体が極めて危険であると明らかに認めた場合（特に絞技）、医師は試合場のそばに行き、直ちに試合を中止するよう審判員に要求することができる。

審判員は、医師が必要とする援助を全て行わなければならない。

このような介入は、その選手にとって試合の敗北を意味するため、特別な場合にのみ行われるべきである。

注意：カデ大会で、絞技により意識を失った試合者は、その後の試合に出場することはできない。

ただし、絞め落ちる前に選手が「参った」をしていた場合、もしくは絞め落ちる前に審判が「待て」もしくは「一本」を宣告していた場合、その選手は（絞め落ちても）次の試合があれば出場することが出来る。

この例外的な要請を行うにあたり、医師は試合場の傍に立ち、胸の高さで両手を交差させ審判員に緊急の診察を行いたい旨を通知する。審判員は、試合を中断し、医師が畳にあがることを許可しなければならない。

このような行為が行われた場合、その医師の選手は試合に敗退することになるため、必要な時のみ行われるべきである。

以下の場合が起こりうる

- ・ チーム帯同医師もしくは大会組織委員会が手配した医師、IJF メディカル委員によって、選手が健康面に危険性があり試合を継続できないと判断した場合、相手選手が「棄権勝ち」となる。
- ・ チーム帯同医師による介入が適切ではないと判断された場合、IJF 理事、スーパーバイザー（※ 1）、メディカル委員会が試合を継続するかの最終的な判断を行う。

医療援助行為

以下の場合、医師処置は場外のメディカルテーブルの近くで行われ、怪我をした選手には審判員が必ず帯同すること。

a) 軽微な負傷や損傷の場合

爪の損傷の場合、医師は爪を切ることを手伝うことができる。

医師は急所の負傷を調整するのを手伝うことができる。

b) 出血を伴う負傷の場合

安全面の見地から、出血がある場合には、必ず医師が粘着テープ、包帯、鼻用の止血栓などを用いて処置し、完全に出血箇所を覆わなければならない（血液凝固剤や止血剤の使用が認められる）。

医師が呼ばれたときは、できるだけ短時間に済まされなければならない。

c) 選手の健全な関節の保全のため、特に十分な自己整復経験のない場合、選手は、手指・足指の関節を固定するためのテーピングを含む、専門家による整復を求めることができるものとする。

注意：上記の状況以外で、医師が試合者に何らかの処置を施したときは、その試合者の相手が「棄権勝ち」となる。

嘔吐

試合者が嘔吐した場合は、相手に「棄権勝ち」が与えられる。(4b)「疾病」参照)

故意に相手の試合者を負傷させた場合、負傷させた試合者は、直接的「反則負け」となる。さらにIJF 特別委員により別途罰則を与えられることがある。

選手団の公式なチームドクターは医師免許を所持し、大会に先立って登録されていなければならない。その医師だけが(大会会場の) 所定の位置に座ることが許される。その場合、判別しやすい格好をしなければならない(例えば、赤十字の腕章やベストの着用など)。

チームドクターを帯同させた場合、各国家連盟はチームドクターの活動に関する全責任を負わなければならない。

大会組織委員会で手配する医師は、あらゆる規定の改正や解釈について把握していなければならない。

試合場において、怪我をした選手への診察が長引く場合、主審は相手選手に対して勝利を宣告する。相手選手は、宣告後に試合場を退場する。

主審は、怪我をした選手が試合場から場外に運び出されるまで、試合場に残り診察もしくは緊急操作の様子を見ておくこと。必要があれば、メディカルチームが怪我をした選手を観衆の視線から遮らす対処を行う。

主審は、最後に試合場を去ること。

怪我をした選手の診察が安全地帯で行われている場合、IJF スポーツ理事は影響がある他の試合場の試合を安全が確認できるまで中断することが出来る。

第 21 条 規程に定められていない事態

本規程に定められていない事態が生じた場合は、IJF 審判理事と特別委員会によって合議されたのち、主審によって決定が下される。

国内における少年（中学生以下）の試合は、国際柔道連盟試合審判規程に則って行う。ただし、安全面を考慮し、本規程を加えて行うものとする。

[禁止事項と罰則]

1. 指導（軽微な違反）

- ① 立ち姿勢で相手の後ろ襟、背部を握ること。
ただし、技を施すため、瞬間的（1、2秒程度）に後ろ襟、背部を握ることを認める。
（注）中学生については、後ろ襟を握ることを認めるかどうかは主催者が判断し、決定する。
- ② 両膝を最初から同時に畳に着いて背負投等を施すこと。
（注）小学生以下は、技を施すため、片膝を着くことも反則とする。
- ③ 関節技及び絞技を用いること。
- ④ 無理な巻き込み技を施すこと。
- ⑤ 相手の頸を抱えて大外刈、払腰、腰車などを施すこと。
- ⑥ 小学生以下が、裏投を施すこと。
- ⑦ 通称「逆背負投」に類する技を施すこと。
- ⑧ 両袖を持って投げ技を施すこと。
- ⑨ 相手の上衣の袖の中、又は下穿きの裾の中に指を入れて握ること。
- ⑩ 立ち姿勢で標準的ではない組み方（片襟持ち〔通称：クロスグリップ〕、帯、または帯から下の部位〔内股上部：両脚の付け根の水平ラインまで〕を握ること）で、直ちに技を施さないこと。標準的ではない組み方を繰り返した場合は、攻撃をしても反則とする。

2. 反則負け（重大な違反）

- ① 攻撃・防御において、故意に相手の関節を極めること、または頸部を絞めること。

改廃 本規程の改廃は、審判委員会において協議し、理事会の承認を得て行う。

付則 この申し合わせは、平成 22 年 5 月 1 日から実施する。
この申し合わせは、平成 23 年 6 月 14 日から部分変更して施行する。
この申し合わせは、平成 27 年 3 月 31 日から改正し、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。
この申し合わせは、平成 27 年 11 月 30 日から申し合わせを特別規定として改正し、施行する。
この特別規定は、平成 30 年 3 月 1 日から改正し、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
この特別規定は、令和 3 年 3 月 15 日から特別規程と改正し、施行する。
この特別規程は、2022 年 1 月 24 日から改正し、2022 年 4 月 1 日から施行する。
この特別規程は、2023 年 12 月 8 日から改正し、2024 年 4 月 1 日から施行する。
この特別規程は、2025 年 3 月 13 日から改正し、2025 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、2026 年 3 月 16 日から名称を「少年大会試合審判規程」に改正し、2026 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

1. 指導 (軽微な違反)

①「相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること」関係

(ア)「後ろ襟」とは、柔道衣を正しく着用したときの頸の後ろ側(うなじあたり)の範囲をいう。試合者の一方が後ろ襟を握った後、その襟を引き下げて側頸部にずらした場合でも「後ろ襟」とみなす。

(イ)「背部を握る」とは、肩の中心線に手首がかかるような状態を目安とする。背部を握った後、柔道衣をたぐりよせて釣り手の一部の指が後ろ襟の内側を握る状態になっても背部とみなす。特例として「後ろ襟、又は背部を握った」状態で、通称ケンケン内股等(内股に限らずケンケンとなる大内刈や大外刈等)をかけることは、〔瞬時的(1, 2秒程度)〕の事項を適用せず、また、その後、連絡した技や変化した技についても、技の効果が途切れるまで継続を認める。

②「両膝を最初から同時に畳に着いて背負投等を施すこと」関係

両膝を最初から畳に着くとは、膝の外側部、内側部も含む。同時はもちろん、ほとんど同時と見なされる場合も含む。技が崩れた結果である場合は反則としない。

③「関節技及び絞技を用いること」関係

(ア)寝技の攻撃・防御において、脚を交差して相手を制しているだけの状態は、三角絞とはみなさない。抑え込もうと脚を交差して相手を制止した後、絞まっている状態あるいは脊椎及び脊髄に損傷を及ぼす動作と判断した場合は、受傷を防ぐために、早めに「待て」とする。また、通称「三角固」の体勢となった時点で、危険な状態ではないと判断しても、交差している脚を直ちに解かなければ「待て」とする。交差していた脚を直ちに解けば、寝技の攻撃・防御は継続となる。

(イ)故意ではなかったが、絞技および関節が極まった場合は「待て」とし、反則としない。

④「無理な巻き込み技を施すこと」関係

「無理な巻き込み」とは、軸足のバネを利かすことなく、体を利用して倒れ込むようにして巻き込んだ技をいう。技が崩れた結果である場合は反則としない。

⑤「相手の頸を抱えて施す大外刈、払腰、腰車などを施すこと」関係

「相手の頸を抱えて施す大外刈、払腰、腰車など」とは、明らかに腕を相手の頸に巻きつけて施した場合のみをいう。

⑥「通称『逆背負投』に類する技を施すこと」関係

例えば一方の試合者が右組み、他方の試合者が左組みの体勢から、右組みの試合者が、正しく組んだ釣り手側の前襟を両手で握りながら、右足前回り捌き又は、左足後回り捌きで技を施し、相手を左方向に一回転させながら捻りを加えて、背中、又は頭から投げ落とす様な技をいう。但し、背負投を施して、相手が技を防御するために反対の肩越しに落ちた場合は含まない。

⑦「両袖を持って投げ技を施すこと」関係

相手の両袖を左右それぞれの手で持ったまま袖釣込腰、大外刈、外巻込等の技を施した場合をいう。

但し、相手の片袖を持って、相手に自身の片袖を持たせたまま内股等の技を施した場合は含まない。

公益財団法人全日本柔道連盟 審判委員規程

第1章 目的

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟（以下「本連盟」という。）の公認審判員の制度を定め、公認審判員の養成とその資質の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における公認審判員とは、審判員および顧問審判員をいう。

第2章 審判員

(審判員)

第3条 審判員とは、次のとおりとする。

(1)Sライセンス審判員

特に技能が優秀であり、本連盟が主催、主管する全国的大会の審判員となる資格を有する者

(2)Aライセンス審判員

本連盟が主催、主管する全国的大会の審判員となる資格を有する者

(3)Bライセンス審判員

地区柔道連盟（連合会・協会）が主催、主管する大会の審判員となる資格を有する者

(4)Cライセンス審判員

都道府県柔道連盟（協会）およびその加盟団体が主催、主管する大会の審判員となる資格を有する者

(資格認定と管轄団体)

第4条 審判員の資格認定は、別表1に定める審判員試験に合格したものに対して、管轄団体による審査を行い、資格を認定する。その管轄団体は次のとおりとする。

(1)Sライセンス審判員は、本連盟が行なう

(2)Aライセンス審判員は、本連盟が行なう

(3)Bライセンス審判員は、地区柔道連盟（連合会・協会）ならびに全日本学生柔道連盟が行なう

(4)Cライセンス審判員は、都道府県柔道連盟（協会）が行なう

2. Bライセンス審判員に限り、全日本学生柔道連盟による審査を行い、資格を認定することができる。

3. 資格を認定された審判員は、定められた審判員登録をしなければならない。

(審判員の義務等)

第5条 審判員は、本連盟登録および審判員登録を毎年更新するものとする。

2. 審判員は、各種大会における審判員活動について、都道府県柔道連盟（協会）を經由して管轄する団体に届けるものとする。
3. 前項に係る届け出は、各審判員ライセンス有効期間終了時の更新手続きの際、所定の様式により行うものとする。
4. 審判員の服装は、別に定める。
5. 審判員は毎年全柔連または第4条に定める管轄する団体が主催する審判員更新講習会（集合研修またはオンライン研修）を受講しなければならない。
6. Sライセンス審判員については少なくとも2年間に1度、試合の審判に携わらなければならない。A～Cライセンス審判員についても試合の審判に携わるよう努めなければならない。（ただし、本連盟またはその加盟団体に関する業務多忙、傷病、出産等特別の事情があると管轄する団体が認めた場合はこの限りではない）

（審判員の遵守事項）

第6条 審判員は、大会競技規則等を正しく理解し、常に公平公正な判定を行い、日本の柔道発展に貢献しなければならない。

2. 審判員は、第5条6項に限らず、審判活動を積極的且つ優先して取り組む姿勢を持たなければならない。
3. 審判員は、積極的にルール改正や審判規程改正の動向に関心を持ち、自ら正しい情報の獲得に努め審判技能の向上に努めなければならない。
4. 審判員は、特に試合に関して、利益相反を含む不正行為又は操作を疑われることのないよう自らを厳しく律しなければならない。
5. 差別および暴力の根絶に向けた努力を継続するとともに、暴力団など反社会的勢力とは一切関係をもたないこと。
6. SおよびAライセンス審判員は、下位ライセンス資格試験時講習会の講師、審査員として携わり、審判員の養成に寄与しなければならない。

（審判員資格の停止、喪失、有効要件）

第7条 管轄する団体は、審判員が第5条および第6条の各項に定める義務を怠ったとき、又は審判員として相応しくない言動や不適切な行動が認められたときは、審判員の資格を停止し、または喪失させることができる。

2. 審判員資格は、以下の要件が全て満たされているときに有効となる。また、一旦有効となった資格でも要件を一つでも欠いたときは有効でなくなる。
 - (1)審判員資格が認定され、有効期間内にあること
 - (2)本連盟会員登録をしていること
 - (3)審判員資格登録をしていること
 - (4)審判員資格が停止されていないこと

（審判員の資格適格性の再審査および指導）

第8条 本連盟が主催、共催、並びに審判長および審判員を派遣する大会において、SおよびAライセンス審判員が明らかな誤審を犯し、出場選手やチームが「修復困難である不

利益を受けた」場合において、当該大会審判長と本連盟審判委員長のいずれかが必要と認めたとき、本連盟選考審査部会は、当該審判員の資格適格性に対する再審査を行うことができる。

2. 本連盟選考審査部会は、審判員資格適格性に対する疑義の報告を当該大会審判長または本連盟審判委員長から受理した後、再審査対象者の弁明および審判資格適格性に対する再審査結果に基づき審議の上、該当審判員へ次の各号に当てはまる指導等を行うことができる。また、本項（5）を除いていずれの場合も当該年度の審判員更新講習会を受講しなければならない。

- (1)指導（口頭による指導）
- (2)嚴重注意（文書による注意）
- (3)一定期間の活動休止
- (4)降格
- (5)資格の喪失

3. BおよびCライセンス審判員が、該当大会等（第8条第1項以外の大会）において、明らかな誤審を犯し、出場選手やチームが「修復困難である不利益を受けた」と、当該大会審判長が認めた場合、当該大会審判長から口頭による指導、又は地区柔道連盟（連合）若しくは都道府県柔道連盟（協会）審判委員会より文書による嚴重注意を行うことができる。但し、当該審判員に弁明の機会を与えなければならない。また、いずれの場合も当該年度の審判員更新講習会を受講しなければならない。なお、SおよびAライセンス審判員が該当大会等（第8条第1項以外の大会）で審判活動に従事していた場合は、BおよびCライセンス審判員と同様の対応とする。

（審判員資格の再有効化）

第9条 審判員資格が有効でなくなったときは、次のとおり資格を再び有効とする。

- (1)更新しないまま有効期間を徒過したときは、更新の要件を満たしたとき
- (2)会員登録、又は資格登録を怠ったときは、会員または資格を登録したとき
- (3)資格が停止されたときは、停止期間が満了し、条件（もしあれば）を満たしたとき

（審判員資格の有効期間）

第10条 Sライセンス審判員資格の有効期間は、当該資格の認定を受けた日から、その2年後応当日の直後に到来する3月31日までとする。ただし、本連盟は審査のうえ2年の有効期間を更新することができる。

2. その他の審判員資格の有効期間は、当該資格の認定を受けた日から、その1年後応当日の直後に到来する3月31日までとする。ただし、管轄する団体は審査のうえ1年の有効期間を更新することができる。
3. 審判員の更新要件は原則として以下のとおりとする。

Sライセンス審判員	審判員更新講習会を毎年受講すること 2年間に1度以上試合の審判に携わること
A～Cライセンス審判員	審判員更新講習会を毎年受講すること 試合の審判に携わるよう努めること

4. 更新にあたり、審判員は、管轄団体に対して資格の更新の申請を行い、管轄団体は、更新要件を確認のうえ、更新を認めることができる。ただし、管轄団体は、事情により更新要件を満たせない者については、その事情を考慮のうえ、更新の可否を判断することができる。

(審判員の定年)

第11条 A、B、Cライセンス審判員の定年は、65歳の誕生日を迎えた直後の年度末（3月31日）とする。Sライセンス審判員の定年は、60歳の誕生日を迎えた直後の年度末（3月31日）とする。ただし、ライセンス所持者の不足等により、大会主催者から審判員を要請された場合は、都道府県柔道連盟の承認により、65歳以上であっても別途「柔道公認審判員賠償責任補償制度」に加入の上、審判員として活動することができる。その場合であっても、審判員としての活動は、70歳の誕生日を迎えた直後の年度末（3月31日）までとする。なお、大会主催者から要請を受けた審判員は、都道府県柔道連盟が実施する講習会を受講し、審判員の適性について審議を受けなければならない。

(試験)

第12条 審判員に関する試験・選考は、別表1のとおりとする。

(費用)

第13条 審判員に関する養成講習会受講料、ライセンス登録費（更新を含む）、更新講習会受講料は別表2のとおりとし、その都度納付するものとする。

(審判の実施)

- 第14条 本連盟が主催、主管する全国的大会の審判は、本連盟の審判委員会が選考したSライセンス審判員またはAライセンス審判員が行う。
2. 全国的大会のうち、実業団、大学、高等学校および中学校等の全国的大会の審判は、前項の規定にかかわらず、原則として主催する団体において選考したSライセンス審判員、Aライセンス審判員またはBライセンス審判員が行う。ただし、本連盟が前項に準じて審判員の一部を派遣することができる。
 3. 全国的大会以外の審判は、原則として主催する団体が選考した審判員が行う。

第3章 顧問審判員

(顧問審判員)

第15条 顧問審判員とは、年齢65歳以上かつ男性は6段以上、女性は女子5段以上の者から、本連盟が選考のうえ認定した者をいう。ただし、年齢60歳以上の者であっても希望があれば選考の対象とする。

2. 顧問審判員は、後進審判員の指導、養成にあたる他、ライセンス所持者の不足等により、大会主催者から要請された場合は、別途「柔道公認審判員賠償責任補償制度」に加入の上、審判員として活動することができる。ただし、審判員としての活動は、70歳の誕生日を迎えた直後の年度末（3月31日）までとする。

(顧問審判員の義務等)

第16条 顧問審判員は、本連盟登録および顧問審判員登録を毎年更新し、顧問審判員登録費は初年度のみ納付する。

2. 第5条および第6条乃至第10条の規定は、顧問審判員について準用する。

第4章 その他

(審判委員会選考審査部会)

第17条 審判に係る諸規則に精通し、審判員として十分な経験を有する各地区の代表者10名、および有識者6名以内の選考審査委員をもって審判委員会選考審査部会を構成する。また、審判委員会選考審査部会は審判委員会の決定事項を監査するとともに、以下の職務遂行の権限を有する。

- (1) SおよびAライセンス審判員試験における審査。
- (2) 全柔連主催大会派遣に係る審判長、審判委員、審判員の選考。
- (3) 国際大会派遣に係る審判員の選考。
- (4) 全柔連主催大会時におけるSおよびAライセンス審判員の技量審査。
- (5) SおよびAライセンス審判員の資格適格性の再審査並びに指導。

(不服申立て)

第18条 第7条1項、第8条2項または同条3項の処分、注意または指導等（以下「処分等」という）を受けた審判員は、処分等があったことを知った日の翌日から3ヶ月以内に、書面により、以下の団体または委員会（以下「団体等」という）に不服申立を行うことができる。

- (1) 第7条1項の処分等 当該管轄団体または本連盟不服申立委員会
- (2) 第8条2項の処分等 本連盟不服申立委員会
- (3) 第8条3項の処分等 処分等を行った団体または本連盟不服申立委員会但し、大会審判長による指導については、大会を主催する団体が扱うものとする。
2. 前項により2以上の団体等に対して不服申立ができる場合でも、いずれか1つの団体等に不服申立を行った場合、他の団体等に不服申立を行うことはできない。
3. 前項により不服申立できるものとされた処分または指導については、公益財団法人日

本スポーツ仲裁機構（以下「仲裁機構」という）に対して行うことも出来る。管轄団体または本連盟不服申立委員会に対する不服申立以降、裁決の間、不服申立人が仲裁機構に仲裁を申し立てた場合、管轄団体または本連盟不服申立委員会における不服申立は終了し、仲裁機構の手続きによるものとする。

（その他）

第19条 その他、本規程に含まれない事項については、公認審判員資格制度運用規則に別途定める。

（改廃）

第20条 本規程の改廃は、審判委員会で検討し、理事会の承認を得て行なうものとする。

附則

1. この規程は、平成2年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成12年4月1日から改正して施行する。
3. この規程は、平成19年4月1日から改正して施行する。
4. この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
5. この規程は、平成27年4月1日から改正して施行する。
6. この規程は、平成28年6月9日から改正して施行する。
7. この規程は、平成29年4月1日から改正して施行する。
8. この規程は、平成29年10月2日から改正して施行する。（休会員の審判員資格を追記）
9. この規程は、平成30年12月10日から改正して施行する。
10. この規程は、令和2年10月22日から改正して施行する。
11. この規程は、2022年3月16日から改正し、2022年4月1日から施行する。（別表1を改正）
12. この規程は、2023年12月8日から改正し、2024年4月1日から施行する。
13. この規程は、2024年6月3日から改正し施行する。
14. この規程は、2024年12月4日から改正し、2025年4月1日から施行する。（別表1、2を改正）

公認審判員規程（別表１）

2024 年 12 月 4 日改正

ライセンス 区分		S	A	B	C
(1) 受験資格	①年齢 ^{※1}	30 歳以上 56 歳以下	28 歳以上 54 歳以下	20 歳以上	18 歳以上
	②段位	4 段以上 (女子 3 段以上)	4 段以上 (女子 3 段以上)	3 段以上	2 段以上 ^{※3}
	③審判経験	S ライセンス候補者 ^{※2} 当該年度の本連盟登録 (個人登録及び A ライセ ンス審判員資格登録) を している者で全日本柔 道連盟審判委員会選考 審査部会より認定を受 けた後、S ライセンス審 査対象大会において 2 年間の審判経験(実技審 査を実施)が必要	当該年度の本連盟登録 (個人登録及び B ライセ ンス審判員資格登録) を している者で「B」取得 後 3 年以上の審判経験 を有し、その者が本連盟 登録した都道府県より 推薦を受けた者とする。	当該年度の本連盟登録 (個人登録及び C ライセ ンス審判員資格登録) を している者で「C」取得 後 2 年以上の審判経験 を有し、その者が本連盟 登録した都道府県より 推薦を受けた者とする。	当該年度の本連盟登録 をしている者。
(2) 試験方法お よび試験内容		実技審査を行い、本連盟 審判委員会選考審査部 会において審議・認定す る。 本連盟審判委員会選考 審査部会で定める対象 大会において審査する。	養成講習会を受講し、学 科試験と全日本柔道連 盟が指定した大会にお いて実技審査を行う。 受験回数は年 1 回とす る。 本連盟審判委員会選考 審査部会から指名され た試験官 3 名以上がこ れにあたる。試験官は審 判委員会選考審査部会 委員、審判委員会委員、 S ライセンス審判員の中 から指名される。	養成講習会を受講し、学 科試験と地区柔道連盟 (連合会・協会)、学柔連 が指定した大会等にお いて実技審査を行う。 地区柔道連盟(連合会・ 協会)、学柔連から選ば れた審査員がこれにあ たる。 試験官は A ライセンス 保持者以上、現行の試合 審判規程に詳しい者が その任にあたる。	養成講習会を受講し、学 科試験と実技審査を行 う。 都道府県柔道連盟(協 会)から選ばれた審査員 がこれにあたる。 試験官は A ライセンス 保持者以上、現行の試合 審判規程に詳しい者が その任にあたる。

※ 1：年齢は、S は推薦時、A～C は資格認定当日の年齢とする。ただし、C ライセンスは登録区分の「高校生（高専生含む）」を除く

※ 2：S ライセンス候補者[※]の選定の手順

- ① 都道府県柔道連盟（協会）が、下記要件を満たす審判員を S ライセンス第 1 次候補者として選定し、推薦書にその旨の詳細を明記した上で地区柔道連盟に推薦する。
 - (ア) 公認審判員制度運用規則別表 2「実技審査ライセンス要件」の評価項目について、S ライセンスの基準全てを満たしている」と判断され、かつ、
 - (イ) S ライセンス受験資格要件を満たした A ライセンス資格者のうち特に優れている審判員
- ② 地区柔道連盟（協会）は、当該都道府県柔道連盟（協会）から推薦された候補者を地区柔道連盟（協会）が指定した大会の審判員として参加させた上で、公認審判員制度運用規則別表 2「実技審査ライセンス要件」の評価項目に則し、当該候補者の審判技量を客観的に評価しなければならない。また、評価順位を明らかにした上で、該当都道府県柔道連盟（地区）からの推薦書の写し及び評価書とともに本連盟審判委員会へ報告する
- ③ 選考審査部会は、地区柔道連盟からの報告をもとに厳正な審議を重ねた上で当該 S ライセンス候補者の認定を行うこととする。

※ 3：既に C ライセンス審判員資格を取得している者で初段の者は、2026 年 3 月 31 日までに 2 段を取得しなければ資格が失効する。

公認審判員規程（別表 2）

2024 年 12 月 4 日改正

ライセンス 項目	顧問	S	A	B	C	備 考
養成講習会 受 験 料		なし	5,000 円	3,000 円 以下	2,000 円 以下	試験を受ける時 (1 回につき)
更新講習会 受 講 料		2,500 円	2,500 円	1,500 円 以下	1,000 円 以下	更新講習会受講時
登 録 費	20,000 円	3,000 円	2,500 円	1,500 円	1,000 円	顧問は初年度のみ その他のライセンスは毎年納入

※ 1：講師をした場合、更新講習会を受講したものとみなす。

※ 2：会長が特に認めた場合は、上記と異なる料金とすることができる。

審判トラブルの再発防止策（簡易版）

1 再発防止の4つの柱

- ① 確認を徹底して、ヒューマンエラーを防止 「確認呼称」「目視確認」の徹底などによりヒューマンエラーを防止
- ② ルールを正しく理解して、誤判断と誤操作を防止 事前の審判規則周知により、憶測・見込み等による誤判断・誤操作を防止
- ③ 互いの連携を強化して、ミスの連鎖を防止 役割分担と連携要領・リカバリー方法を確立し、ミスの連鎖を防止
- ④ 過信と慣れを払拭して、ミスを防止 自信あること、慣れたことを行うときほど、大きなミスが隠れている。

2 試合直前の再発防止策

- ① 審判委員、副審が、時計係、会場統括の配置と電光掲示板、予備用ストップウォッチ、インカム（副 審用、審判委員用）の設置を確認し、審判員と係員との連携を確認する。
- ② 副審の役割分担（インカム担当、ケアシステム担当）を行い、インカムの通話テスト、ケアシステムの操作を確認する。
- ③ 係員に対しては、公正な大会を実現するために必要なチームの一員として、敬意を持って接し良好な関係を構築する。
- ④ 時計係の電光掲示板の操作スキルを確認する。瞬時にタイマー操作が行えるか、イレギュラーのケースでも問題なく対応できるかなどを確認する。
- ⑤ 時計係が、「抑え込み」タイマーを操作する場合、あるいはスコアまたはペナルティを表示する場合は、「確認呼称」を行うことを確認する。
- ⑥ 副審は、時計係がタイマー操作やスコア表示等に迷う場面では、試合観察に支障がない範囲で必要な「助言・指示」を行うことを確認する。
- ⑦ 補助員は、常に主審の「抑え込み」と同時に、ストップウォッチによる補助計測を行い、時計係がタイマー操作を誤っている場合は、緑旗（青旗）を掲げ、補助計測が行われていることを主審、副審、コーチ、観客に周知することを確認する。
- ⑧ スコア、ペナルティ、タイマーの修正の権限は主審であり、試合継続中あるいは試合中断中に、主審の公式合図（ジェスチャー）あるいは指示で行われるものであり、係員等の判断で修正はできないことを確認する。

3 試合中の再発防止策

- ① 副審は、主審が「抑え込み」を宣告した場合は、必ず「赤・白」の表示とタイマーの計測が適正に行われているか確認（目視確認と聴取確認）し、表示に間違いがある場合には、直ちに修正を時計係に指示する。タイマー計測が明らかに遅れた場合は、補助員に遅延時間を確認して、主審に遅延時間と終了時間を指示する。
- ② 審判委員は、電光掲示板の表示が間違っている場合は、介入し修正を指示する。
- ③ 間違った試合終了のブザーが鳴った場合は、副審あるいは審判委員がインカムで「そのまま」

を指示し、主審が現状の体勢を保持し、合議結果に基づいて試合を再開する。

4 審判規則及び審判技法の確認

- ① 脚の絡みによる「解けた」（審判規程 17 条「抑え込み」）上からでも下からでも足を絡むことができたなら「解けた」である。
- ② 主審の位置取り
 - ア（不利な試合者の）頭側から全体を観察することを基本とするが、必要に応じて位置取りを変える。
 - イ 選手をタイマーと自身で挟み込む位置取りをして、タイマーの視認性も高める。
 - ウ ケアシステムのカメラを遮らない位置取りをする。
- ③ 「一本」の宣告時のテクニックとして
 - ア 「抑え込み」終了のブザーの後に、タイマーを確認してから「一本」を宣告する。
 - イ 「一本」の宣告後、一呼吸おいて「それまで」を宣告する。
- ④ 「抑え込み」と「解けた」の宣告要領（審判規程 4 条審判員の動作）について
 - ア 審判員は時計係がタイマーを開始したことを確認してから、通常の姿勢に戻って試合をコントロールすること。
 - イ 片腕を前方に挙げ、指を伸ばし親指を上にして上体を試合者の方に曲げながら左右に速く 2、3 回振る。時計係が時計を止めたことを確認する。
- ⑤ 「そのまま」「よし」を実施すべき状況と実施方法について
 - ア 「そのまま」は、寝技においてのみ下記の状況で適用される。
 - ・ 不利な立場にある試合者が反則を犯した場合 ※ 状況によるが、「そのまま」を宣告せず、直接罰則を与えることができる。
 - ・ 試合者が負傷した場合
 - ・ 柔道衣が脱げかけたり、頭にかぶってしまったなど、服装を直す場合
 - イ 「そのまま」で試合時間の停止し、「よし」で試合時間を再開する。（係員に周知）
- ⑥ 立ち姿勢からの寝姿勢への復元を実施すべき状況（IJF 規程にない措置）
 - ア 主審が、寝技において、誤って「待て」を宣告し、試合者が離れてしまった場合
 - イ 主審が、寝技において、誤って「一本」を宣告し、試合者が離れてしまった場合 審判は、試合者が不公平にならないよう、多数決の原則に基づいて、できる限り元の位置に近い状態に 試合者を戻し、試合を再開させることができる。この様な事態を回避するために、副審は、主審の投げ技に対する「一本」に疑義があり、抑え込んでいる場合は、直ちに「抑え込み」を指示し、直ちに映像を確認して「技あり」であれば、主審にスコアを修正させ、抑え込みを継続させる。
- ⑦ 会場アナウンスを行うべき状況とその対応（案）
 - ア 試合結果を変更する場合 試合終了後でも、明らかに審判員・審判委員・掲示担当者のミスにより試合結果が間違えていた場合 両選手を再度試合場に上げ「勝者指示のやり直し」もしくは GS から試合を再開する。但し、当該選手・チームの次の回戦が始まる前までとする。
 - イ 主審が、寝技において、誤って「待て」あるいは「一本」を宣告し、試合者が離れてしまった場合 主審は、試合者が不公平にならないよう、多数決の原則に基づいて、できる限り元の位置に近い状態 に試合者を戻し、試合を再開させることができる。
 - ウ IJF 規程 21 条（想定外の事態）が発生した場合 審判長と審判委員と合議の上で、審判員が下した決定により処理される

全日本柔道連盟主催大会における柔道衣コントロールの運用について

2023 年 7 月 24 日

全日本柔道連盟審判委員会・大会事業委員会

本連盟主催大会における柔道衣コントロールについては、以下の通り実施する。

規程に満たない場合、試合する権利がなくなり、試合がまだ始まっていなかった場合には「不戦勝ち」または、試合がすでに始まっていた場合には「棄権勝ち」が相手に与えられる。

1 ID カードとゼッケン、柔道衣の色（紐）、帯の色が合っているかを確認。

※帯は黒帯のみ（無段者の白帯を除く）とする。

2 「柔道衣の氏名等の表示」に適合しているか、指定の広告・ゼッケンが正しく縫い付けられているか、破れ・血痕がないか、おおむね乾燥し不快なおいがないかを確認。

3 認証ラベルの確認。

上衣・下穿き 「IJF ロゴ（赤）」又は「JU0000・JUB000 の赤文字ラベル」のみ使用可。

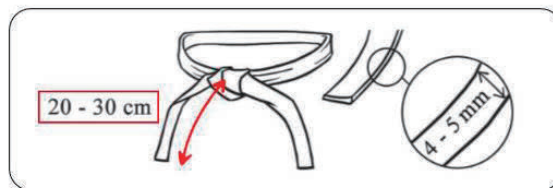
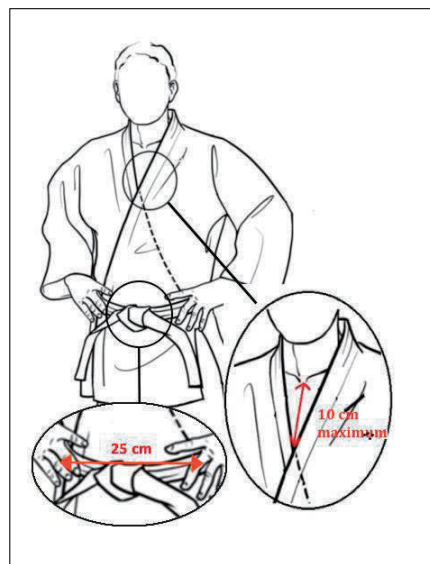
帯 「IJF ロゴ（赤・青）」又は「JU0000 の赤・黒のラベル」が使用可。

※認証ラベルの剥がれた柔道衣の着用は認めない。

※原則として、上衣・下穿きのメーカーは同一であること。

4 上衣の大きさ・帯の長さを確認。

- ① 測定器を用いて、胸骨の上部頂点から襟の交差点までの垂直直線距離が 10cm 以下であることを確認。
- ② 帯が腰骨の位置で正しくきつく締められた状態であることを確認。その後、測定器を用いて、上衣を前で重ねた際に 2 つの下襟の距離が水平に 25 cm 以上であることを確認。
- ③ 測定器を用いて、帯が中央の結び目から端まで 20 ～ 30cm に収まっているかを確認。
- ④ 袖の長さが腕を真っ直ぐに伸ばして掌で三角形を作った状態で、手首の骨（尺骨の頭）を含めて腕全体が覆われているかを確認。覆われていない場合は、自分自身で柔道衣を伸ばし、一度だけ再測定ができる。
- ⑤ 腕を真っ直ぐに伸ばして掌で三角形を作った状態で、測定器全体がスムーズに袖の中に滑り入るかを確認。



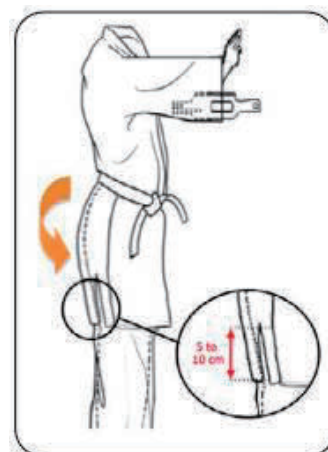
- ⑥ 上衣の前後が同等の長さでお尻を完璧に覆っており、各階級の規程に合っているかを目視にて確認。

男女73kg級以下 (-48・-52・-57・-63・-70・-60・-66・-73kg)

背中の中帯から 20cm以上であるかを確認。

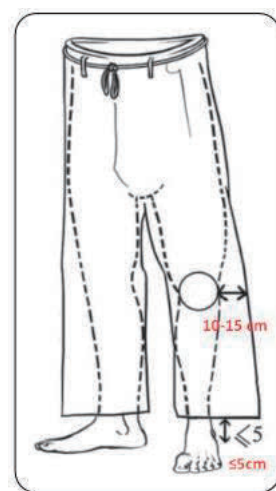
男女73kg級以上 (-78・+78・-81・-90・-100・+100kg)

背中の中帯から 25cm以上であるかを確認。



5 下穿きの大きさを確認。

裾口からくるぶしの外側（足首）までの距離が5cm またはそれ以下であるか、幅は膝の位置で10～15cm に収まっているかを目視で確認。満たないと判断した場合は、測定器を用いて確認する。



6 女子選手のTシャツについては、次の通りとする。

- ① 色は白（透けない）、半そで、丸首とする。
- ② 製造業者マークは、最大 30cm²のサイズであれば認められる。柔道衣を着用した際に、製造業者マークが見えてはならない。
- ③ 所属名称もしくは、所属を表すエンブレムを左胸に固定してつけることは認められる。大きさは最大 100cm²とする。
- ④ いかなる商業的なマーキングもつけてはならない。

7 その他

- ① 規程に満たない場合、短時間に着替えるよう命じなければならない。それでも満たない場合は出場を認めない。原則として、主催者は予備の柔道衣を準備しない。
- ② 手足の爪は短く切っており、試合者の個人的衛生状態がよく保たれていること。
- ③ 長い髪は試合相手の迷惑にならないよう束ねてあること。
- ④ マウスピースの着装については、事前に審判員（試合場係員）へ申し出ることによって着装することができる。ただし、白もしくは透明なものに限る。
- ⑤ 下穿きの下に着けるスパッツ等の長さは、膝よりも短いことを原則とする。
- ⑥ 入れ墨については、事前に審判員（試合場係員）へ申し出たうえで、シャツやテープ等で隠すこととする。
- ⑦ 監督（指導者）の服装については、原則として審判員に準じたものとする。

参考資料（文献）

- 1) 財) 全日本柔道連盟「[全日本柔道連盟審判員マニュアル] 2004 年
- 2) 公財) 全日本柔道連盟「審判委員規則」2021 年 3 月 15 日
- 3) 村上 貴聡他「スポーツ審判員に求められる心理的スキルの評価－尺度の開発とその活用」
東京体育学研究 9 : 5-12 (2018)
- 4) 公財) 全日本柔道連盟「2022 年～ 2024 年 国際柔道連盟試合審判規程」2018 年 8 月 2 日
- 5) 公財) 全日本柔道連盟「少年大会試合審判規程」2026 年 4 月 1 日
- 6) 公財) 全日本柔道連盟審判委員会「審判トラブルの再発防止策（簡易版）」2021 年 4 月 1 日
- 12) 公財) 全日本柔道連盟「公認審判員規程」2025 年 4 月 1 日

執筆・監修者一覧【全日本柔道連盟審判委員会】

委員長	天野安喜子				
副委員長	山本 良	岡田 保彦	松田 基子		
委員	高橋 健司	竹澤 稔裕	武田 淳子	近藤 克幸	
	福地賢志郎	松本 勇治			
特別委員	大迫 明伸	山田 利彦	高橋 進	神谷 宣広	
	小志田憲一	濱岡 睦月	兒玉 篤	奈木 宏昌	

(順不同)

2026年 6 月 9 日 初版発行

公益財団法人 全日本柔道連盟

〒112-0003

東京都文京区春日 1 丁目16番地30号

TEL 03-3881-4199

FAX 03-3812-3995
